

議 事 日 程

令和3年第4回浜中町議会定例会

令和3年12月8日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第5号	赤潮被災支援への対応を求める意見書の提出について
日程第 7	発議案第6号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について
日程第 8	陳情第 1号	安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情
日程第 9	認定第 1号	令和2年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	認定第 2号	令和2年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	認定第 3号	令和2年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	認定第 4号	令和2年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13	認定第 5号	令和2年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第14	認定第 6号	令和2年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第 1 5	認定第 7 号	令和 2 年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 6	報告第 1 1 号	専決処分の報告について
日程第 1 7		一般質問

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長(波岡玄智君) ただいまから、令和3年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長(波岡玄智君) これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(波岡玄智君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、9番落合議員及び10番渡部議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長(波岡玄智君) 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番(三上浅雄君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から10日までの3日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から10日までの3日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。今日は、第4回浜中町議会定例会に議員全

員の御出席をいただき誠にありがとうございます。先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（佐藤健二君） おはようございます。前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第5号 赤潮被災支援への対応を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第5号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） (発議案第5号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議案第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 陳情第1号 安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための陳情

○議長（波岡玄智君） 日程第8 陳情第1号を議題とします。

職員に陳情書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （陳情第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいまの陳情第1号は、社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、社会文教常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-
- ◎日程第9 認定第1号 令和2年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第10 認定第2号 令和2年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第11 認定第3号 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第12 認定第4号 令和2年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第13 認定第5号 令和2年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第14 認定第6号 令和2年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
 - ◎日程第15 認定第7号 令和2年度浜中町水道事業会計決算の認定について (決算審査特別委員会報告)
-

○議長(波岡玄智君) 日程第9 認定第1号ないし日程第15 認定第7号を一括して議題とします。

本件については、令和3年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査としていたものです。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

9番落合議員。

○9番(落合俊雄君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから認定第1号ないし認定第7号の採決をします。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第16 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第16 報告第11号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第11号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計補正予算の専決処分につきましては、国が令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として実施されます「子育て世帯臨時特別給付金」の給付に係る経費について、11月30日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては歳出では、3款民生費、「子育て世帯臨時特別給付金に要する経費」で、子育て世帯臨時特別給付金3650万円と関連事務費を計上し、総額3731万2000円の補正となります。

一方、歳入につきましては、歳出の経費について全て国からの補助金を充てております。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、80億9858万4000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第11号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ホームページでこの件について載っておりました。そこで気になったのがほとんどはプッシュ型と言って申請なしでも給付されるという制度なのですけれども、一部、10月以降に新生児が生まれた方だとか、その申請が必要な方もおられます。それでこの申請が必要な方々への周知方法について伺っておきたいと思えます。ホームページだけではないと思えますので、その方法だけお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。プッシュ型ですけれども、こちらにつきましてはいわゆる児童手当を受ける資格があった0歳児から15歳の児童ということになります。議員おしゃっていた10月1日以降に生まれた新生児と、それから高校生世代についてはプッシュ型で扱うことができないので、こちらについては住民情報を元に個別に文書発送する等の対応で個別に当たらせていただくことも考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、報告第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第11号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

◎一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第17 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項は大きく4点であります。1点目の質問事項は赤潮被害を受けた漁業者等への支援策についてであります。この場を借りて被害を受けた漁業者に対しお見舞いを申し上げたいと思います。

質問内容につきましては、本年9月に釧路市桂恋漁港で海水が茶褐色に変色する赤潮が発生し、その後、道内の太平洋沿岸域でサケやウニなどの漁業被害が拡大していることから、釧路、根室、十勝、日高の4管内の自治体は、10月に赤潮発生の原因と被害の調査、漁業者への生産体制の維持を求める要望書を知事に提出しています。10月29日時点では、全道の漁業被害額が80億円に拡大し、本町のウニの被害は9億4000万円に達しており、ウニ漁業者が経営危機に直面している状況にあります。被害を受けた漁業者への直接支援を道や国に要望していますが、今後、どのような支援策が示されるのか。最新情報があれば簡潔に説明をいただきたいと思います。

なお、散布・浜中のウニ漁業者からは稚ウニの購入に対する支援を求められております。町単独事業として、購入費用の一部を補助する考えはないか。この支援策は、本町の増養殖漁業振興に欠くことのできない施策になると思います。支援する額については、特別交付税の交付要件である特殊事情として算定されると思われるが、この辺についてもお知らせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。10月7日に太平洋沿岸市町の16市町が北海道知事及び自由民主党北海道支部連合会長に、10月12日に知事、管内代表市長が農林水産省、環境省、総務省に漁業被害に関する緊急要請を行っております。現在わかっております国、道の支援策につきましては、北海道赤潮対策緊急支援事業が令和3年度補正予算について閣議決定され15億円が措置されました。

内容は二つに分かれており、一つ目は漁場環境改善緊急対策事業で広域モニタリング技術の開発、赤潮発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発、新たな赤潮原因プランクトンの水産生物に対する影響調査等を行う事業に支援されます。この事業は、国から北海道庁や道総研等に対して支援されます。

二つ目は環境生態系保全緊急対策事業として、漁場環境の回復を図るため、ウニ殻の除去や処分、岩盤清掃、生産ウニの移植等の活動について、国から漁協等の地域協議会を通じて、実際に活動する組織に支援されるものです。この事業につきましては、昨日、北海道赤潮対策緊急支援事業に係る意見交換会が開催されまして、水産庁漁港漁場整備

計画課より事業概要説明がありまして、その中では令和3年度に放流した稚ウニは環境生態系保全緊急対策事業の対象になると説明がございました。詳細については、現在、要綱等を策定しているところございまして、水産庁からの事業の通知につきましては来年1月頃になると伺っております。

次に、稚ウニの購入に対する支援につきまして、説明会では放流する種苗は事業対象であると説明がございました。その他、質問の中で浜中町だけが養殖ウニというメニューがあるものですから、その中で養殖について対象になるかとの問いに、水産庁は個人の資産になるのでそちらについては、対象とならないという説明がありました。このことから、町単独事業として考えられる支援につきましては、養殖ウニの漁業共済積立プラスに加入されている方は、共済で収入等が補てんされると思っておりますので、漁業共済積立プラスに加入のできない方が浜中漁協では4件、散布漁協では8件の方がいるということですので、そちらの方に稚ウニの購入支援を行っていきたくと現在考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 特別交付税の関係について御質問にお答えいたします。特別交付税につきましては、普通交付税の補完的機能といたしまして、地方交付税のうち6%に相当する額が交付されるものでございます。また、特別交付税の性格といたしまして、普通交付税の算定で補足されなかった特別な需要がある場合、あるいは、例えば災害等により特別な財政需要がある事案に対して交付されているところでございます。稚ウニの購入補助に関しまして、特別交付税の特殊事情として算定されるのではないかとございますけれども、これまで他県の赤潮被害に関する事例を見ますと、養殖業者への中間魚購入補助等も対象にされている事例がございます。それで今回、赤潮対策に要する経費につきましては、その事由が認められれば、町単独分、いわゆる一般財源の2分の1が特別交付税で措置されるとお伺いしているところでございます。そのため稚ウニの購入補助に関しましては、ただいま水産課長が答弁した支援につきまして、水産課、振興局と連携を図り特別交付税での措置を受けるべく取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 最新の情報をお知らせいただきましてありがとうございます。後段の方でお話しされた部分については、昨日、赤潮対策協議会の幹事会があつて、そ

こでの話だと思えます。これが一番新しい情報ですね。私、報道等で知っているのが1月26日に15億円を補正予算に計上したという記事を読みました。この稚ウニを買い上げて放流する調査に15億円を投入するということでありましたけれども、順調に育てば生じた利益を国庫に返納するという中身でありまして、潜水漁業者にとってはとても良いと言うか、とりあえずは稚ウニを購入するお金の部分は国で面倒見てくれると。その結果、4年後に収入があつて、利益が出た場合はそれを国庫に返納していくということですから、一時借り入れ、概ねそういう仕組みなのかなと思っておりますけれども、できるのであれば、利益が出なくも災害みたいなものですから。言ってみれば激甚災害に指定してもおかしくないという話がよくされていますけれども、そんな意味からいけば補助を今後の要望等を強く求める段階で、町長もそうですし、我々議会としても道に対して要望していますから、そんなこと含めてさらなる要望を強めていただきたいと思っております。

それで、私は稚ウニ購入に対する町単独事業についての提案をしたと思っておりますけれども、令和2年度の両漁協の購入数量、金額を調べてみました。養殖事業については293万5000粒で3223万2000円。潜水事業については480万粒で6547万7000円、合計773万5000粒、9770万9000円の購入費であります。この額に9月補正では浜中漁協の水産加工場の改修補助率が25%だったものですから、その率を乗じると、24000万円ちょっとのお金が必要になってくるので25%補助がいいのか、先ほど回答でありましたけれども、私が言った部分については潜水も養殖も入っていますから、養殖部分は積立プラスなどの共済金で賄ってほしいというのは原則だということですが、私が聞いた支援策というのは、潜水じゃなくて養殖の方から出てきた話なのです。養殖ウニも50%以上の被害があったことで漁業者はショックを受けています。そういった部分の中で幾らかでもいいから行政の支援が欲しいという話でしたので、こういう提案をしているのですけれども、後段の方で特別交付税の関係も企画財政課長から話がありまして、特殊事情として算定されるとのことですから、是非この部分については一般財源を用いて実施すると。2分の1が特交で見られますので是非やって欲しいなという気持ちであります。漁民に寄り添う行政でありたいと願って、具現化に向けた考え方を再度、お聞きしておきたいと思えます。できれば町長からお願いしたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。今、議員おっしゃいましたことは町長含めて協議させていただいております。しかし、養殖の関係では来年の分も今年度については出荷をしています。それで各漁協さんと話しをさせていただいた中では、積立プラスには入らないだけ、要件を満たさないだけの水揚げの方もいらっしゃるということもありますので、今回については水揚げがある場合は支援は来年度以降になるのではないかとということで、そのことについて新年度で検討している最中でございますので御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今、水産課長の方から話があったとおりだと私もそう思います。それで、確認の意味で聞かせてもらいますけれども、先ほど言われた共済制度に入れなかった人は多分3年間の試験事業やっている養殖事業者だと思います。散布で8件、浜中では4件で、この人たちに対して何らかの支援をしたいという話だと思うのですが、具体的な中身として、例えばその人たちの稚ウニを購入する額を、今年度、去年はあるとすれば去年の実績を押さえてその事業費でいくらを支援するか具体的な考え方はもう出ているのでしょうか。出ているとすればお知らせいただきたいと思います。パーセントでもいいです。何パーセント支援するのか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。その支援策の内容につきましては、まだ現在そこまで詳細には詰めていない状況であります。ただ、各漁協からその方々のお話を聞くと、水揚げの上下が非常に激しいものですから、その辺も含めて全額がいいのか、50%がいいのか、そのことにつきまして要綱等作成して支援していきたいと考えています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 漁業者の支援ということで、行政が寄り添った形でやはり1番近くにいるわけですから、より効果的な財政支出をお願いしたいと思います。

2点目について質問させていただきます。増え続けるエゾシカの駆除対策についてであります。沿岸地帯に出没するエゾシカがもたらす被害は、車両との衝突や海産干場への侵入による糞被害、住宅地の庭園や菜園を荒らすなど産業活動や住環境に悪影響を与えております。そこで琵琶瀬・仲の浜・新川地区についてはエゾシカ対策委員会を設置して、電気柵を設置して管理しておりますけれども、何か効果が薄れてきているように

感じておりますが、何らかの調査が必要だと思っておりますけれども、行政サイドでなにか支援策があればお知らせをいただきたい。この質問については、琵琶瀬地区住民の声をお届けしているわけです。冬期に小学校グラウンド用地を活用して囲い罠により減少させる手だてはないかと聞かれておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

また、関連してですけれども、捕らえたシカの処分については先ほど行政報告で町長からありましたように、11月26日に養鹿業者の天鹿と町が協定を結んだと報じられておりました。先ほど事業費4億円と話がありましたけれども、4億円で整備するという色々な加工とか施設を造るとか、そういう事をされるのでしょうかけれども、シカ肉などについては、浜中町の資源の一つとしてどのように活用されるつもりでいるのか。一部町長からお話がありましたけれども、重複してお聞きしますがお知らせをいただきたい。

なお、湯沸山での駆除実績についてもお知らせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは、御質問にお答えいたします。まずエゾシカの被害に関しましては、現在、深刻な状況は続いておまして、全道においてエゾシカ被害が非常に深刻な状況がある中で、令和2年度の釧路管内における農林水産業被害は11億7000万円と前年度より約4300万円増加している状況が継続して続いていると。また、車両や列車の事故などにつきましても、件数は年々増加傾向にあるところであります。これまで有害鳥獣対策につきましても、地元猟友会による有害駆除委託を実施し、年間約2500頭前後を捕獲してまいりましたが、大幅な生息数の減少には至っていない状況であります。

まず御質問のありました囲い罠の捕獲につきましては、現在酪農学園大学の協力を得まして、町内におけるエゾシカの生息調査と併せまして、囲い罠による捕獲手法の検討を行っているところであります。また、議員からただいま質問があった、この11月26日に締結した、株式会社天鹿とエゾシカの利活用に関する協定内においても、エゾシカ肉の利活用のほか、囲い罠によるエゾシカ捕獲事業も町と業務連携することとしております。

次に、湯沸地区における捕獲状況ですが、本年6月の定例議会において、くくり罠による捕獲委託について予算議決をいただいて7月に設置を開始したところであります。結果としましては、現在捕獲までには至っておりませんが、エゾシカの餌が不足する冬

期間に向けてくくり罠の捕獲実績も高いことから、今後に期待するところでございます。また、先ほどの天鹿に関する質問の中でシカ肉の有効利用ということで、事業としてはまだ大枠しか決まっていないのですけれども、基本メインとしてはエゾシカ肉の活用ということで、今、首都圏のほうで非常にエゾシカ肉の引き上げが強いということで、今現在、町内に1件エゾシカ肉の処理加工業者があるのですけれども、その1社では全然要望に答えられていないということで、今後この天鹿ができることによって、天鹿と事業者さんの業務連携を図ることによって浜中町産のエゾシカ肉として、こちらの方から色々活用していただけるとお話も聞いていますので、そこは新たな販路開拓を含めて、天鹿と事業者さんと協議してまいりたいと思っております。

それからもう一つ、電気柵の改修の支援策の質問でございますが、先ほど私御答弁申し上げましたとおり、北海道酪農学園大学さんの協力を得まして、今年春から琵琶瀬の橋の向こうの共交地区の約1kmの電気柵が実際に稼働しているかどうか、それから破損状況などを含めて調査していただいております。その結果、本来の電圧まで至ってなくて、平均で申し上げますと、共交地区の電気柵の電圧が点検前まで0.7キロボルトしかございませんでした。0.7キロボルトであるとシカが触っても余り効果がない電圧ですけれども、それをこの学園大学さんの方で点検し、それから簡易的な修繕をしていただきました。その結果、電圧が6.8キロボルトまで戻り、定点カメラも設置しているのですけれども、そのカメラの動画を見ますと、その電圧に驚いてシカが湿原側に逃げてくというようなことも動画の中でも確認ができましたので、今現在は非常に効果があると思っておりますが大学からの助言ではやはり高さが低いということで、披裂する箇所も何カ所か見られているということなので、その披裂する箇所の対策をするとより琵琶瀬、特に仲の浜地区に入り込むシカは激減するのではないかという調査報告をいただいております。改修に対する支援策は今後どの程度の改修が必要なのかも含めまして、大学から助言をいただくことになっていきますので、そういうことで押さえていただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今の回答でほとんどわかったのですけれども、囲い罠については冬場しかできないとのことでありますので、是非そういうことでやってほしいと。

それと、湯沸地区の実績はほとんどないような話ですね。捕獲の仕方として、この山の上ですから猟友会に頼む事も無理でしょうから、囲い罠のほうがいいのかなという気

もしますね。そんなことでちょっと検討を加えていただければと思います。この前の日曜日に防災広場に20頭ぐらい群れていました。ですからやはりそういうのを見ると昆布の干場にも多分入っていると思うので、漁民の方は糞を拾うのに大変な目に遭っているという話を聞きます。それから琵琶瀬地区についても同じくそういうこと。仲の浜も新川もそういうことですよね。それで、対策委員会を設けて電気柵を張り巡らせている状況でありますけれども、対策委員会の方に今の状況について具体的に今、電圧が低いとか、披裂があるとか、この部分はシカの通り道だからもう少し高くするとか具体的なことをできればその自治会を通じてでもお知らせでしていただければと思いますが、いかがでしょうか。その辺だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） ご質問にお答えいたします。まず1点目の湯沸のくくり罠の実績ですが、先ほどの最初答弁申し上げましたとおり冬場に非常に効果があるということで、このくくり罠をやられている猟友会の方が1名いるのですけれども、農村地域ではこのくくり罠は冬場にはかなり捕獲実績は高い方です。お話し限り、やはり冬場、餌がない時期にこのくくり罠が最大の効果を発揮するというものなので、冬場に多く設置していただけるということですので、そのあたりも含めてもう少し時間を見ていきたいなど。あと、議員から言われた囲い罠ですね。囲い罠も様々なものが販売されていますので、町としても備品として来年度以降購入して町としても設置したい考えもあります。いずれ、こういった形がエゾシカの捕獲に有効なのか、かなり実証検証されてきていますので、そういった情報も踏まえながら捕獲していきたい。それから、捕獲したエゾシカの利活用含めて、並行して考えていきたいと思っております。

それから2点目の琵琶瀬、仲の浜、新川地区の電気柵の関係です。酪農学園大学さんからは一定程度の検証、例えば干場にどの程度入り込んでいるのか、どのぐらい被害があるのか調査をずっとやっていただいております。その調査結果を大学としても地域に是非フィードバックして地域と一体として対策を考えたいと大学からの要望もありますので、例えば、その報告会を自治会中心に集めて報告することも一つ手法ですし、議員からあったとおり委員会の方に報告をさせていただいて、地域と一体的な対策を講じて参りたいと思っておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） とても有効な話を聞きました。浜中町に天鹿という業者も入っ

てくるわけですし、シカを本当に敵視するのではなくてそれを有効に活用するという意味でシカをうまく養鹿して、浜中町の資源として活用するということも大事なことだと思いますので、引き続き頑張ってくださいたいとます。

次に3点目に移らせていただきます。3点目の質問については景観条例、景観計画の策定についてです。景観条例、景観計画の策定は令和元年12月定例会で、策定スケジュールは伺っております。答弁概要については、令和2年度に町内検討委員会及び策定審議会を策定し、町民や団体との意見交換会を行い、景観計画での規制に関する合意形成を図り、令和3年度中に道と景観行政団体の移行協議を終え、令和4年4月から施行したいとのことをごさいました。これが多分伸びてまだ作られていないということが、ちょうどそのころに国勢調査で担当が相当忙しいということで、さらに遅れることを懸念してはいたのですけれども、無理を言っても仕方ないと思い、今の体制の中でやれるのは太陽光発電パネル等の再生可能エネルギーの設置に関する条例を規制する条例を作ってくれということをお願いしました。それで、すぐ対応していただきまして条例がやっと出てきたのですけれども、私もチェック不足だったのでわからなかったのですけれども、経済産業省の許可を得たものについては、この条例に該当しないという項目が出てきたり、そして、規則で定めると言っていた規制の部分についても、規則できちんと定めがないと。町長が定める区域だとか、町長が認める区域だとかという部分があるのですがそれがない。そういったことから、どんどんどんどん、今もそうですが大きなところでいくと川中琵琶瀬の前浜のところにも、もう今既に建っていますし、それから、奥琵琶瀬の方の海岸、漁港の方の側にも今、建とうとしています。そんなことで、それと暮帰別の沼地、あの辺だって景観上あんなところに建ててほしくなかったけれども、まずいなと思いながら毎日のように通るたびにを見ていましいたが建ってしまった。そんなことで、できるだけ早くその策定に向けての計画について今後の対応を示してやってほしいと思います。まずそのことについてお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。本町の景観条例、景観計画の策定に関しましては、議員おっしゃいますとおり、早ければ令和2年度から3年度で策定、令和4年度から景観行政団体の意向が最短とお答えしておりました。また、昨年12月の定例会でも6番議員から策定時期の御質問をいただきまして、当初の計画よりスケジュールが遅れている旨を御答弁させていただいたところでございます。ま

ず、進捗状況でございますけれども、担当であります企画調整係で、既に計画を策定している清里町、あるいは中標津町にお話を伺って、さらには現在策定を進めております弟子屈町の担当の方に直接お会いしまして情報交換、情報収集をさせていただきました。現在、本町の景観特性や景観形成の課題などの整理を行うとともに景観計画策定委員会設置条例に基づく委員の選定、それから委員会の開催を考えておりましたが、他町のお話を伺っていく中では自然公園法との関係ですとか、さまざまな建築物、工作物に対する検討、また昨今カーボンニュートラルの取り組みが進められるなか、地球温暖化対策推進法も改正されることとなりまして、地方自治体も再エネの活用が求められていることなど、こういった背景もあって景観条例・景観計画の策定に向けて整理するべき事項も多くなっていることから、まだ策定委員会の開催にまでは至っていない状況でございます。

今後の対応についてでございますけれども、こうしたことも加味しますと、景観条例、計画に関して町職員、行政職員だけで策定作業を行っていくことが非常に難しく、専門的な知識や技術も必要となってまいります。そこで、次年度からは計画策定の専門的な業務支援も受けながら、さらには有識者の意見もいただいて、令和4年度、5年度の2年をかけて策定を進めていきたいと考えております。ですから景観行政団体への移行、それから実際の条例の施行については、令和6年4月1日を目指していきたいと考えているところでございます。また、条例計画を定める上では、何より町民の皆さんとの合意形成も大切となっております。それもしっかり進めながら浜中町の特長、現状に合った条例、景観計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 実際に中標津町とか弟子屈町に行って情報収集しているということで、結論的には今後の2年かけて、策定に向かいたいということだと思います。それで、今回、機構改革の議案が出されています。まだ議決されていませんけれども。その中身を見させてもらいますと環境政策部分が、企画財政課のほうから町民課に移行するということですね。前に戻るような形になるのですね。以前は町民課にこの部門があって、企画財政課に移ったということだったのですけれども、その時点で専門家を入れてというお話がありましたけれども、その前に景観形成を作るために協議会的な住民協議会を各地区から何名ずつという形でそういう組織はありました。そういった部分はち

ちゃんと引き継がれてなかったのかなと思っているのですけれども、今回はそこまでは問い正してもどうもならないので、事務引き継ぎ、今ある部分の事務引継ぎをきちっと行ってもらって、過去にやりました浜中町の景観に関するアンケートがありますよね。こういったアンケートの結果も生かしながら、もう、作るべきだという意見が圧倒的に多いわけですから、これを再度見直してもらってこういったことも含めて確実に進めていきたいと思っておりますけれども、決意のほどを伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまの御質問にお答えをいたします。環境施策部門が今の企画財政課から町民課に移るということで、過去の引き継ぎ等々については聞き及んでおりませんが、その辺も今から新年度に向けての引継ぎをしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） それでは4点目に移らせていただきます。4点目については、防災施設の整備計画と財源対策についてお尋ねをしたいと思います。

避難困難地域から高台への避難についてでありますけれども、9月定例会での町長答弁、これが車避難のリスクは非常に高いとの認識を持っておりまして、避難施設の場所、種類については専門家を交えて検討しているということでした。そして、津波の脅威から地域住民の命を守るため避難体制の整備に努めていきたいとこう話されておりました。とても力強い避難困難地域の住民にとってはありがたいお話だと思っております。そこで会議終了後に既に避難施設の概略設計、先ほど言ったように専門家を交えて検討しているという中であつたと思うのですけれども、概略設計などが行われているように聞きましたので、その内容と整備計画、何年ころにこのぐらいだとか、そういったスケジュール的なものがわかるとすれば御説明をいただきたいと思えます。また、施設整備の財源対策については、町長が来年3月には千島海溝沿いの特措法ができて、新たな対策事業で進めたいと財政負担の少ない方向で、総合計画に入れて進めたいという話でありました。私思ふには近々で80%以上来る可能性が高いという話もありますからいつ来るかわからない。地震津波災害に対応するには現時点でまだ特措法の内容がはっきり特措法自体はあるのでしょうかけれども、この千島海溝沿いに対して特例的なもの、例えば補助率が2分の1から3分の2に上がるとか、そういったものが具体的に出てきていて、そちらの方が有利だということであれば、話はわかるのですけれども、今、とりあ

えずその出てきた段階で見直すということも含めてできると思うので、今は一番いい緊
防災100%充当の70%交付税充当の起債を活用すべきと思います。これはちゃんと
メニューとしてありますから。この起債の中にメニューでありますから、避難タワーに
しても救命艇にしても使えるということですから、そういったことを活用して避難施設
の整備を早急に進めるべきと思っております。その考え方をもう一度精査していただき
たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。避難困難地域からの避難対策につ
きましては、新しい津波浸水想定公表を受けまして、徒歩による具体的な避難対策の検
討を進めているところでございます。この検討に当たりましては、北海道立総合研究機
構、北方建築総合研究所の防災担当の研究員、それと、建築担当の研究員、そして、町
の建設課と防災対策室の職員で浜中町津波避難困難地域の避難対策検討会、これを設け
まして進めているところでございます。この検討会でございますけれども、今後議論と
なります。津波避難施設の青写真あるいは基礎資料の作成を目的といたしまして、国の
津波による浸水被害想定的手法に基づきまして避難開始場所、自宅等から避難施設ま
での避難距離、または、避難可能な距離から逆算した避難所の位置の検討を行って
おります。また、避難対象人員に対する避難施設の規模、事業費などについても検討を行
っているところでございます。

具体的には暮帰別、新川東地区につきましては、基準水位の公表によりまして避難所
の高さが明確になったことで区域内にある、霧多布高校、総合体育館、霧多布クリー
ンセンターが既存施設の活用の可能性があるということで、これについて対象地域がす
べてカバーできるのかどうか、収容人員の想定、これらの施設のどのような改修が必要
なのか、可能性があるのか、これを検討しているところでございます。一方、新川西、仲
の浜、琵琶瀬親睦地区につきましては、徒歩避難の可能な範囲で津波避難のタワーあ
るいは津波救命艇を設置する場所、施設の規模、避難区域の検討を行っているとい
うことでございます。

現在のところ、津波の浸水時間から積算いたしまして、施設整備の候補地の選定を行
っているということで、概ね、施設から半径500mから900mの程度の範囲を避難
の対象地域と考えてございます。また、この地域の基準水位は7mから9mございま
すので、これに対応する高さということで10m程度の避難施設の概要なり事業費、構造

も含めて検討を行っているところでございます。

次に財政の関係でございますけれども、緊防災を活用して避難施設の整備を早急に進めるべきということでございます。防災対策事業につきましては、当然有利な財源制度を活用すべきと考えてございます。現在、千島海溝の特措法の改正が争点となりますけれども、仮に南海トラフ特措法等々の法整備がされたということであれば、国の同意を得まして、町としては津波避難対策緊急事業計画を作成して、これは5カ年の計画でございますけれども、この5カ年の計画により緊急事業を実施していくというふうに考えてございます。この場合、避難所、避難経路の整備については、補助事業であれば議員おっしゃいますとおり、国の負担割合が3分の2と、残り3分の1については、交付税措置のある起債も活用できる部分もあるようでございます。これについては特措法の改正時期にもよりますけれども、仮に3月に特措法が改正になるとすればもう平成4年度からもう計画を作成して、この緊急事業の実施は可能であると考えてございます。また、単独事業であります緊防債100%充当の70%交付税措置でございますけれども、これとの関係については、財源的な部分の比較検討を行いながら、どちらにしても有利な方向で整備を進めたいと考えてございますので御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 丁寧な答弁をいただいたと思っております。これについては整備計画とか設計概要はまだ具体的にはないけれども、基準水位が避難困難地域については7mから9mの範囲だからそれに合わせた10mの高さのものを検討したいということで、そのときの物価だとかそういうがあるので、すぐはできないだろうけれども、ただ作っておくことによって設計単価を置き換えるだけですぐできるということもありますから、そういった方向で私が思うには専門業者をお願いしているのであれば、少なくとも予算化をして委託料を払って、そして、積算をとりあえずしてもらおう。1基あたり新川西にしても仲の浜、琵琶瀬親睦にしても7mから9mですから。その地域に入って改めて意向を聞くというのは確かにわかりますけれども、私のところは自治会長をやっていた時から10年間ずっと要望し続けてきているわけですから改めて聞くまでもないし、この前も説明会があったときにもお話ししたとおりでと思うのです。それに対する異論もなかったし、それでいいのかなど。だから改めて聞く必要がどこにあるのかなと思うのですけれども。いずれそういった部分を含めてきちっと再度、業者に対して委託料の予算を組んでやるべきだと思います。

それから以前にも防災意識の高揚を図るということで、この前、避難訓練をやりましただけども、霧多布地区の住民の人たちは新しい避難道ができたので参加率は高かったのですが、PRの仕方が悪かったのかわかりませんが、避難困難地域の状況を見ると参加者は少なかったですよね。そういった危機感をきちっと見せる意味で厚岸町のように、CGを作ったらどうだという事で前にも言いましたけれども、そういった動画を作って活用することも考えてほしいのですが、その辺の考えも聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。施設の関係について、委託料含めて予算を付ける付けないに関わらずどのくらい費用がかかるのか、あるいは部材がどういうものかいいのか検討しているところでございますので、大ざっぱな金額は出していきたいと考えてございます。

また津波の動画やCGの関係ですが、白糠町、厚岸町で作成してアップしたこともございまして、やはり津波の脅威、それと避難の大切さについては非常に効果があると思っておりますので、コンテンツについては新年度積極的に作成に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 質問しないって言ったけれども、今の答えで予算付ける付けないに関わらず作りたいというのはおかしくないですか。そういうことは、例えば次に契約するとき、あんだのところにお願いするから今回やってくれと言っているようなものでしょう。そういうのはやはりよろしくないと思うのですよ。だからちゃんと予算をつけてやることによって、その地域の住民はやっと町も予算をつけて設計までいったのだという安心感とか、やる気になったのだと見えるわけです。そういうふうには是非すべきだと思うのですが、その辺考えてください。もう一度答弁してください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。避難施設の青写真や事業費等の積算につきましては、今、検討会がございまして。検討会の中には、北方建築総合研究所の技術者も入ってやっていますし、色々と事業を進めているということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） それでは2点について、通告内容に沿いまして質問させていただきたいと思います。

まず1点目でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に関してということで伺いたいと思います。世界的な感染拡大から約2年が過ぎ、ワクチン開発や治療薬の開発及び対処法など含め、現在、私の私見でありますけれども、おぼろげながら出口がぼんやりと見えてきたと感じております。ただ、ウイルスは変異を続けており、今後3回目のワクチン接種が必要な状況でもあります。この後の補正6号で3回目の予算措置がされており、具体的な計画が進められているのだらうと思いますけれども、その辺の予定なども含め伺いたいと思います。

まず1点目はこの通告書を出した後に広報はまなかを見ました。その中で今回実施した集団接種実施報告が掲載されております。それによりますと、接種率は65歳以上の方で95.9%、12歳から64歳で83.8%、全体で88.1%と全国的に見ても大変高い接種率だと感じております。それで全体の接種率はわかるのですが、報道等でもありますように10代から30代くらいの若い世代と申しますか、この方たちの接種率が全国的には低い傾向にあるという中で、本町ではどうなのかということも伺いたいので、できれば10代、20代と年代別の接種率が出ているのであればお知らせいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。10月21日時点、集団接種が終わった時点の数字でお答えさせていただきます。ゆっくりお話しさせていただきますので、メモしていただければと思います。12歳から18歳321人分の237人で73.8%、19歳から29歳541人分の442人で81.7%、30代594人分の478人で80.5%、40代664人分の567人で85.4%、50代752人分の668人で88.8%、60代892人分の816人で91.5%、70歳以上1306人分の1271人で97.3%となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 大変丁寧に説明いただきありがとうございます。ざっと見て若い方でも80%前後で大変高いなと思っているところでもあります。ただ、今、前置きがありましたように集団接種終了時点の集計ということでありました。それで、これも広報はまなかに載ってございましたけれども、10月21日までにいわゆるこの集団接種を

受けられなかった方は現在、診療所の方で個別接種を実施しているという状況であろうかと思えます。どの時点での集計かわかりませんが、この個別接種の方で82人の方が接種を完了もしくは予定しているとはまなかに載っておりました。これも結構な数だと思っております。集団接種は見送ったけど個別で受けている方が82人もいるということは、多分ちょっとためらったためにこの集団接種の時期を逃してしまったけれども、多分身の回りで接種を受けられた方のお話を聞いて心配していたことは大丈夫だということで接種を受けようというか、あるいは満12歳になったので接種を受けようという方たちがこの数字に反映されているのだらうと思うのです。現時点で診療所の個別接種を受けようという方の予約人数は把握されていると思うのですけれども、この82人であればそれでいいのですけれども、これよりも増えているのであればその数字を教えてくださいたいのと、これもやはり年齢別にお知らせいただきたい。先ほど言われたこの集団接種時点での接種率ですけれども個別接種も含めた全体の接種率がわかるのであれば、これも示していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答えを申し上げます。1回しか打ってない人は数字に入っておりませんので、個別接種の中で残りの2回目も含めた形になります。現在の予約状況ということで、11月から始まっておりますのでまだ未実施の方もいらっしゃいますけれども、12月末で個別接種を終わる見込みとその数字を反映させたものでお答えさせていただきます。先ほどと同じように答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。12歳から18歳321人分の250人で77.9%、19歳から29歳541人分の461人で85.2%、30代594人分の495人で83.3%、40代664人分の582人で87.7%、50代752人分の672人で89.4%、60代892人分の824人で92.4%、70歳以上ですけれども、1306人分の1278人で97.9%、単純に先ほどの数値と比較していただければ、98人伸びているのですけれども、内訳はどのようなようになったか御判断いただけますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この数字ですけれども100%という数字が多分、ベストだと考えられるのですけれども、中にはアレルギーだとか、色々な事情で接種を受けられない方もおられると思うのですよ。だからそういう方々が一定程度いることを考えると、

接種率は相当高いものだと私はそう受けとめました。なぜここにこだわって聞くかといえますと、2年余りになるのですけれども様々な行動制限が出される中で、結構窮屈な生活を強いられた2年だったと思っております。それでももちろん基本的には国の方針、あるいは道の方針で、この3回目の接種状況等にもよりますけれども、浜中町の接種率というものは、私は、集団免疫という考え方からいくとこれは相当高い免疫力があるのだらうと思われまます。来年度以降になるのですけれども、今まで制約を受けた中で様々な活動、例えば学校行事でいうと運動会や文化祭、学芸会など、地域にとっても文化祭を初め敬老会、あるいは地域の祭り等々本当に2年前とは違った生活を強いられた2年だったという思いがある中で、仮に今後、緊急事態宣言までいくかいかないかわからないですけれども、仮に出されるとしても今のこの状況からいくと、多分北海道全体でくられたものにはならないのかなと。例えばその地域において、あるいは管内において判断が許される部分も出てくると思えます。そうした場合には、やはりこの集団免疫という観点が一つの物事を進めるに当たっての基準、あるいはある程度の安心を持った中で計画ができるのかなと思もあります。それを活かす上でも、ぜひこの接種率を上げること、そして3回目以降の接種率も上げることによって、そういうことが可能になってくるのだと思えます。それについては私の考えですので答弁はいたしませんけれども、まさに今オミクロン株も出てきて、今後もまた新たな変異株が出てこないとは言えません。ただ、やはりこのワクチンは一定の効果があって発症リスクを抑えたり、重症化を抑えたりその効果はほぼ間違いないものとなっている中で3回目というのやはり必要になってくると思っております。それで予算措置されていますので大まかな予定等は立っていると思えます。接種に関する日程、それと供給されるであろうワクチンのメーカー及び町民に対するこの通知方法及び接種方法、前回の集団接種は私も受けまして概ねスムーズにいったのであの方法も全然違和感なくできたので接種方法も含めてお知らせいただければと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。あくまでも現時点での予定でございますので、その辺を御承知いただければと思えます。今後変更されることもありうると思えていただきたいと思います。3回目の接種は現在のところは2回目の接種から基本的には8カ月を経過した後とされております。それを考えまして、10月21日に2回目終わっていますので、それを踏まえて3月3日から3回目を

順次開始したいと考えております。最終日は6月25日土曜日で、総日数20日をもって希望される方全員の3回目接種を終えたいと考えてございます。供給されるワクチンですけれども、こちらにつきまして3回目接種は報道でもありますように交差接種、いわゆるファイザー製とモデルナ製、1回目、2回目ファイザー製を打った人は3回目はモデルナ製でもいいよと示されておりますけれども、できる限り1回目2回目と同様にファイザー製のワクチンを使用して接種したいと考えております。接種方法は1回目2回目と同様に文化センター1会場の集団接種と考えてございます。前回は予約制でしたけれども、3回目につきましては2回目接種から8カ月経過となっておりますので、町で管理しております接種状況をもとにそれぞれ接種日を指定してこちらから通知したいと考えております。その上で接種の意思と御都合等を返信していただく形で接種者数と当日の人数等を決定したいと考えてございます。

通知につきましては接種券に通知文書と返信用はがきを同封いたしまして、接種予定日の概ね1カ月前に郵送で通知したいと考えてございます。なお医療従事者等につきましては、来年1月以降に個別接種により先行接種したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 概ねわかりました。前回と違うのは今回予は約制でなく、個別に基本8カ月経った、要は2回目を打ち終わった順番に通知していく方向で進めるということでした。

それで通告はしていないのですが、通告後に一つ気になる報道がございましてファイザー製モデルナ製共にごく稀に心筋炎・心膜炎などの重症な副反応が起こりますよと。これは多分、1回目2回目のときからもある程度わかっていたのでしょうけれども、1回目2回目終わった段階でそういう事例もあったことからの政府方針かと思うのですが、こういうリスクがあると接種者である町民の方々に知らせなさいと、周知しなさいと国から自治体の方へ要請の通知を出すと報道もあった中で、前段触れた接種率、3回目の接種率に影響が出なければいいなと考えています。それで、どのような方法で周知内容が国のほうから示されるのか、それとも各自治体で作る方向になるのかわからないですけれども、ここで使われる言葉、稀にとかがごく稀にという言葉は受け取る側にとっては個人差があります。それなら3回目はやめようかなという方ももしかしたら出てこないとも限りません。それで通知する際にはあいまいな表現ではなく、数値的

なデータをもとにした例えば今示されているのは100万人当たりの数値が示されていたかと思うのですけれども、こういう数値をもってごく稀というものを見える化してほしいと思うのです。それによってうちの町人口5000人ちょっとの中ですから、本当に自分のことに置きかえたら稀というのが実感できるものになってくると思うのですけれども、まずその考えについて伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。発生事例の件数ですけれども、厚労省のホームページを御覧いただければ公表されていますけれども、参考までにその数値もお話させていただきたいと思います。

ワクチン2種類ありますのでそれぞれで、10代と20代、いわゆる若年層の男性に多いとのことなので、そのような形でお答えさせていただきたいと思います。100万人接種当たりに対する数字でございます。ファイザー製ですけれども、10代男性が100万人当たり7.66、20代ですと9.48。これがモデルナ製になりますと10代で60.49、20代で39.63とファイザー製とモデルナ製でかなりの差があるとされております。先ほど御答弁申し上げましたけれども、極力、可能な限りファイザー製を使用したいと考えてございます。国からはモデルナ社ワクチンの接種を予約している10代及び20代の男性への対応という形で文書が発出されてございます。その中でホームページ等を通じて若年男性についてはファイザー社ワクチンの接種も選択できる旨を周知するとともに、若年男性に係る問い合わせに対しては、情報提供資料を適宜活用し丁寧に説明を行うことと示されております。手元に副反応に係る情報ということで厚労省から示されたものがございますので、そちらを適宜使用してということで、ホームページに載せるのはもちろんですけれども、あくまでもモデルナ使用ということに特定されると思いますけれども、その場合については不安を幾らかでもとれるように実際の数字も示しながら対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） モデルナの場合だけということでしたか、私の読み違いだったと思います。ファイザーでいく分には特にそういうリスク等の説明は要らないと受け取っていいのかなと思います。

次に4点目ですけれども、先ほど言った学校行事等、色々なことの開催を極力従前に近い形で進めるためにはやはり12歳以下のいわゆる小学生へのワクチンも必要にな

ってくるのかなと思います。それで現時点で私が押さえているのはファイザー社の12歳未満のワクチン接種については、現在、日本国へ承認の申請をしている段階かと押さえているのですけれども、その後の状況については承知しておりませんので、その辺も含め12歳未満への接種についての考え方であるとか、そうなった場合の予定など現時点でわかる範囲でお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。国からは2月以降、接種対応について体制を整えるよう周知されております。詳細について国からはいまだ示されておられません。そのような中ですけれども、文化センターを会場に集団接種にて対応したいと考えております。この対応方法ですけれども、実は8月13日に実施した12歳以上18歳までにつきましては、教育委員会を通じ、各学校で接種の集約をした上で実施しております。同様の方法を取りまして未就学児については個別で周知、集約したいと考えてございます。また2月以降ですと3回目接種と時期がかぶる形になります。使用するワクチンの内容量というか、打つ量が違ったりなどがありますので、なるべく3回目の接種日と重ならない日程を考えたいと思っています。どうしても注射器が違うので間違いを未然に防ぐ形で対応したいと考えております。詳しい日程につきましては国からの通知や医師の確保を鑑みながら今後決定することになると思いますので、詳細な日程については現段階ではお答えできないので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 今課長おっしゃった間違いを未然に防ぐという考え方は大変大事なことであります。これも新聞報道でありましたけれども、間違いということ言えば、宇都宮でたしかインフルエンザとコロナのワクチンを間違えて12歳になる児童に接種したという報道もございました。そういうことを未然に防止する上でも、今言ったような対応がベストかなと考えておりますので、そのように受けとめておきます。

では、次の2点目の質問入りしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども、この際暫時休憩します。

(休憩 午後 0時08分)

(再開 午後 1時05分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 子育て支援策の進捗状況について伺いたいと思います。昨年9月議会で質問しておりますファミリーサポート事業及び児童館事業についてその進捗も含め、改めて質問させていただきます。担当課としてはワクチン接種等の業務で大変忙しかったと思いますけれども、答弁いただいている内容について伺いたいと思います。

まず1点目です。本町を除く管内6町村での両事業の実施状況はということで、昨年9月の時点ではこれについて明言がいただけていません。弟子屈町の名前も抜けておりましたので、改めて管内6町村の両事業の実施状況についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。ファミリーサポートにつきましては管内全町村で実施し、児童館につきましては弟子屈町を除く5町村で実施されております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 昨年の答弁では、ファミリーサポート事業に関しては他町村の先進事例を参考に実施に向け取り組んでいくという答弁でございました。それで、多分、最も核となるサポーター員等の必要人材の確保から取り組まれていることと思えますけれども、現時点でのこの事業の進捗状況をお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 御質問にお答え申し上げます。本事業につきましては、本年2月1日より依頼会員2名、サポート会員1名で試行により実施を開始しております。7月からは浜中町ファミリーサポートセンター事業実施要綱を制定し、モデル事業として開始したところであります。現在の登録会員数は依頼会員3名、サポート会員5名となっており、利用実績につきましては、保育施設までの送迎11件、その他2件となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） この実証実験を受けて、既にこれは稼働していると捉えていいのでしょうか。それともまだ現時点では実証実験中なのでしょうか。それと合わせ事業

については中継といいいますか、支援を受けたい会員と支援をする側の会員との繋ぎ役として他町村では社協等に依頼しているケースもあるので、まず今現在まだ実証段階なのか。それと、そうであればこの本格運用に関してはどのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 質問にお答えします。他町村の状況ですけれども、ほぼ社協に委託されている実情でございます。現在、本町はモデル事業なのでまだ検証段階で本格運用には至っていないところです。今後、利用実績等をみながら本格運用になるかと考えてございます。当然、本格運用になりますと、今、現在、依頼会員、サポート会員の調整等を福祉保健課福祉係で対応しているのですけれども、本格運用になりますと係で対応するのは苦しくなってしまうので、今後、社協さんとその対応について協議をさせていただきながら、本格運用に向けて取り組んでいこうと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 聞き方が悪かったです。本格運用ができる目処といいいますか、例えば新年度、から計画したいとかそういった例えばモデル事業としてやっているのですけれども、どれくらいの利用状況があったら事業として正式に進めるとかそういう何らかの目処というか、数値的な目標等があるのであれば示していただきたいですし、これやはり多いか少ないか量の問題ではなく、必要としている方々がいることは間違いのないことでありまして、やはり事業としてはしっかり取り組むべきものだと考えますので、その辺の考え方も含め、今後の方針、予定等を再度答弁いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） お答え申し上げます。先ほど本年度7月以降の利用実績、保育施設までの送迎11件、その他2件とお答えしたところですが、実は現在、1家庭の利用にとどまっております。そういった状況で今後どの程度利用が増えるのか見ながら現在の状況でこれを本格運用する形で社協さんに依頼するのか検討している最中で、はっきり現段階で、例えばですけれども令和4年4月1日からスタートするか期日的なものについてはまだお答えできないのかなと思っていました。徐々に依頼会員、サポート会員が増えてきているところですが、そうは言いながらもまだ3名、5名という形になってございます。多くなれば、当然、福祉係の方で対応できなくなる

ことが考えられるのですけれども、この数字で社協さんに委託することになりますと、委託料という形にもなってきますので、そこら辺の調整をしながら本格運用に向けていきたいと。大変あいまいな答弁で申し訳ないですけれども、まだ時期的なところ、それから数字的なところを明確にお答えできないということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） これ利用者、サポーター会員あるいは利用状況が上がらないというのは、要は制度としてないからという側面もあると思うのですよ。要は知らない。先ほど一家庭とお話がありましたけれども、やはりしっかり制度として立ち上げて周知徹底を図ることによって利用する方も出てこれると思うのですよ。例えば就労しなくてもちょっと病院に行くので、一時的に見てもらえるかなど実際やっている町村の実態を見ますと、もう成熟していてサポーターと利用する会員との直接のやりとりの中で完結しているような状況なのです。ですから、これがある程度実績を踏んでからというのもわからないわけではないのですけれども、この事業の周知方法はどのようにやっているのでしょうか。答弁いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 御質問にお答え申し上げます。チラシ配布を実施しております。当然、お子さんがいらっしゃる家庭で利用される方についてお子さんがいらっしゃるという条件になってくると思いますので、利用条件に当てはまる御家庭にチラシを配布させていただいていると。7月にモデル事業として、実施していることを先ほど申し上げましたけれども、その時点で対象になるであろう家庭には個別にチラシをお渡しする形で取り組んでいるということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 例えば、これからは今の状況で1、2名増えたとして、社協に委託するまでの事業実績がないとした中で、いつまでこの実証実験をモデル事業として続けていくのか、それとも利用者がいないのでこの事業自体は見送るという方向なのかどちらかになると思うのですよ。制度としてしっかり立ち上げるのか。これについてはこういう結果から見送るよということも答弁の中で感じ取れないこともないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 御質問にお答え申し上げます。担当課としてですが、他町村の実績等を考えますと基本的には、今後、近い将来社協さんをお願いしたいと考えております。まだ利用実績少ないので耐えられているところですが、実際、多方面で人材不足であります。社協さんも多分に漏れず人材確保が難しい状況です。頼みたいとは思っているのですが、実施する場合については社協さんでも人員の確保を考えていかなければいけない状況もお聞きしているところでもあります。そういった中で、当然、人を雇うとなりますと、人を雇う分だけの事業量が発生しなければいけないので、そこら辺の絡みも考えながら、当然、社協さんでその他の事業と抱き合わせて1人雇用しますよ、その中でファミリーサポートも対応できるようになりましたなど状況を見ながら、今、この人数で福祉係で対応できている状況ですが、仮に対応できたとしても少子高齢化社会において福祉部門というのは、人口減少に反比例して、業務量は増え続けているところがございます。いつまでもこの事業を抱えていると他の事業にも影響を及ぼすこともありますので、なるべく近い将来に社協さんをお願いしたいと。そして社協さんをお願いする場合については、人数の多い少ないに関わらず本格運用とさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 先ほど課長答弁の中でファミサポ支援の業務の中に保育所等への送迎という業務もありますとのことでした。その方が多分今後も多くなるのかなという思いはあるのですが、若干9月とかぶりますけれども、再度、お聞きしたいです。要は現在常設保育所では、未満児の受け入れ、一時預かり保育、さらには子育て支援センター等運営して実施しております。これにつきましては、突発的な事案である場合でも常設、へき地、通所区域を問わず対応できているものと思っております。昨年の質問でへき地保育所の受け入れ体制の充実、あるいは一時保育は実施できないのでしょうかという問に対する答弁では、現在、実施する上には施設の改修、保育士の確保などから難しいと。保育が必要な場合には2歳半未満児については常設で受け入れていると。当時は茶内、霧多布合わせて16人の未満児がこのへき地保育所通所区域から通所していますという答弁でありました。できない理由も理解できます。できませんで終わってしまったのは結局進まないでしょう。要は取り残される子育て支援を求める家庭もあることをまず念頭に置いていただきたいと思います。新規就農者の場合はほとんど若い夫婦2人であり、常設だと茶内と霧多布しかないのです、片道30分、往復1時間をかけ

て常設保育所まで未満児を送るということは時間的にも距離的にも無理という地域があるのも事実であります。これは農協にも相談に行ったことがございます。農協としてはこのサポーターできる人材が見つかるのであれば、農協としても経済的支援を十分考えていますよ。ただ、先ほど課長言ったとおり、この人材確保が一番の課題であることから、やはり子育て支援という観点から考えれば行政が取り組む事業なのだろうと思っております。子供が生まれてから今言った新規就農者がへき地保育所で受け入れてくれる2歳半までの2年半、ここに支援の手がないのが現実であります。したがって、個人的になのか、先ほど言った1名がそこに当てはまるのかわかりませんが、今現在、考えられる範囲の支援で何とか過ごしているという現実であります。今までも、みんな同様の苦勞をして何とかしてきたという声があるのも事実であります。先ほど農協と言いましたが、民間の組織はやはり大きくなると現場のましてや少数の声が届きにくくなるのもこれもまた事実であります。ただ、今後もこの子育て世帯の方が就農するのだろうと。そういうシステムででき上がっている以上そういう方が新規就農という形で入ってくるのだろうと。この新規就農者、これを産業後継者として見ていたのでは、これはやはり進まないですよ。これイコール移住定住者と認識してやはり人口減対策の側面も兼ねているという認識のもとで少数であっても、支援が必要な人へどのような事ができるのかを考えること、相談すること、あるいは団体と協議することは大事なことなのではないかと思うのですよ。必要だという事を訴えている私とていい案があるわけではないのですよ。できれば、へき地でそのうち預かり保育、朝夕の搾乳時間帯だけでも預かることが可能になれば一番いいことなのだろうと思うのですけれども、ファミリーサポートが成熟してきたときには、先ほど言ったように未満児を受け入れる常設保育所までの送迎も可能になってくるのかなと思うのです。ただ、個人の家から茶内の保育所までということは、距離的にもかかりますし、これはあくまで私の思いつく考えですけれども、親が対象となる児童をへき地保育所まで朝預けて本当に一時的にへき地では預かって、そこからファミサポあるいは、社協さんの送迎または農協でやはり支援が必要だということになれば、農協で常設までの送りも可能になってくるのかなと。

要は何ができるかをやはりしっかり話し合っ協議してできる限りのサポート体制を作ることが、産業後継、人口減対策には必要になってくるのではないかと思うのですよ。行政の立場としては産業団体から要望があれば対応したい、これが町長の基本的考え方であろうと思います。ただ、先ほど言ったこの移住定住策という視点からも、繰り

返しになりますが、どのようなことが考えられるのか、できるのかも含めてやはり行政側から産業団体にこういう声があるが何かいい考えないですかと協議を働きかけることも必要な時代じゃないのかなと思うのですよ。それについて、これは町長の考えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、話はファミサポから始まって、結果的に新規就農だとか農業の関係で困っている人がいるということになってくるとすれば決して、農協から言われてということではなくて、そういうことがちゃんとした題材になっていると捉えれば町長も組合長のところに行って相談していきたいと思っています。まず、どんなことができるかを含めて、そしてどういう人たちがいるか、それと、新規就農に当たっては、どういう人たちが来るかもありますよね。そこに小さい子供がいるのかいないのか。これからできるのかとか、そのことを含めるとすれば、まず担当課ではなくて、町長と組合長でちょっと話して、今度は農林課なら農林課含めての話に今後なってくるかなと思っています。ファミサポから逆に新規就農とかそういうことに位置付けられるとすれば、それが一番早いかなと思っています。まずそこから町長としては待っているのではなくて相談しに行きたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） ファミサポから始まったと言うのですけれども、先ほど言ったこのファミサポの実証実験がまさにこの新規就農者の家庭から始まったものだと私は理解しておりますので、これはたぶん農林課長はよく御存じであると思いますし、困っている方が実際にいるし、これからも同じような境遇の方が出てくるのは間違いない話でありますので、たとえ1組でも2組でもそういう方がいるということは決して浜中町で子育てしやすい環境だというふうにはなりません。ましてや、情報網も発達した中で浜中ってちょっとねということがないようにしっかり取り組んでいただきたいと思いません。

次の質問ですけれども、児童館事業についての答弁では、これまで町民あるいは保護者から児童館についての要望はなく内部で協議もしていないというお答えでありました。今後、ニーズ調査など、保護者の意向を伺うことが必要と思っているという答弁をいただいておりますので、このニーズ調査の実施状況及びその方法と実施されているのであれば方法等についても伺いたいですし、前段申しましたように、降って湧いたワク

チン接種の時期と重なって担当課としては大変忙しい思いをしていることは重々、考慮した上でこの質問をしています。ただ、忙しいが実施については考えていただかなければならないことなので、現在の状況を説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（金澤剛君） 御答弁申し上げます。お気遣いいただきまして誠にありがとうございます。ニーズ調査につきましては、現在まで実施することができておりません。お気遣いいただきましたとおり、本年度通常の年では想定されない新型コロナウイルスのワクチン接種、あるいは臨時特別給付金事務に対応しなければならなかったこと、さらには年度当初に配属された職員が年度途中で退職した事などが理由でございます。しかしながら、昨年12月に実施しております町理事者と子育て世代のお母さんとの懇談会で児童館のお話がされております。ニーズがないとは思っておりません。ニーズがあることは承知しているつもりでございます。去年12月に実施しているところですけれども、そのときにお母さんたちからは、児童クラブを活用できない児童が天候に左右されることなく安心して放課後を過ごせる施設がほしいとのことでした。ただ、お母さん方からは本町の事情を考えると新たな施設を整備することは難しいと思うので、日中使用されていない公の集会施設等を活用できないかというお話をされております。昨年9月定例会では、議員からも新たな児童施設を建設することは抵抗を感じる。公共施設の利活用とお話もいただいております。理想としては、新たな施設を整備し、児童クラブと児童館を併設できることだと思いますけれども、本町にとっては相当ハードルが高く困難なものと思っております。お母さんたちや議員が御指摘していただいたとおり、公の集会施設などの活用について検討したいと考えております。ただ、これからの話であり、今後、普段施設を利用している町内会や自治会との協議も要しますし、利用時には管理する職員の配置も必要となってきます。多方面で人材確保が難しいこともありますので、課題が多いということは御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 通告に従って一般質問をいたします。最初に赤潮被害の支援について伺っていききたいと思います。太平洋、道東沿岸を襲った赤潮は外海のウニと養殖ウニに甚大な被害を及ぼしております。国への迅速な要請活動もあり、被災した漁業者への支援の概要が見えてきました。総額約21億円の緊急対策事業費のうち20億円をウニの死骸除去やウニの移殖・放流に取り組む協業組織の補助に充てるとされております。

すが、その内容はという質問でありましたが、先ほど1番議員の質問と答弁で大体理解しました。それで何点か確認の意味を込めてお聞きしたいと思います。

当初の水産庁が支援策として出しておりました稚ウニ買い上げ放流調査等の支援がありますが、これは形が変わっても稚ウニに関しては漁業者負担がないということで、漁業者も安心だと思っております。

それから、環境生態系保全緊急対策事業があつて、その対象となっているのがウニ殻等の除去処分、岩盤清掃、生残ウニの移殖、漁場環境の把握の4点が対策事業となっておりますが、先ほどの答弁で課長の方からこれらの事業は来年1月頃に決めるという内容、その事業の詳細が1月以降になるのだと思います。当初支援はウニ殻の除去処分と一隻6万円という内容になっておりますが、この度の水産庁の説明の中ではこの一隻6万円は多分変わらないと思います。この辺の情勢に関しての金額と潜水夫は普通の乗組員からみると当然金額が高くなると思っておりますがその辺は話合われたのか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。先ほどの事業内容の金額についてでございますが、水産庁の説明では用船料の6万円、そして人夫賃の1万円はお示しいただきましたが、会場内での説明でも議員おっしゃいますとおりに、潜水夫は金額が少し高いと説明したところ、水産庁の想定ではウニ殻の清掃と船を出すだけの想定しかしていなかったということございまして、内容についてはまだ一切決まっていない状態でございます。そこで、今回この各地域の皆さんの御意見を聞いた中で1月までに、この事業に適した内容の要綱等を作成したいと水産庁は申しておりましたので、1月になりましたら詳細がわかります。また、水産庁に要望や意見等がございましたら、振興局を通してファクス等で意見を述べられることになっておりますので、何かわからないことがありましたら、水産課を通してでもいいので、そういう形で水産庁に上げていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） わかりました。その4件の事業ですが、困窮している漁業者を救済することになればやはり何らかの形で事業に関わることはやってほしいと思いますので、それも1月以降になるのだと思いますが十分汲み取って対策をとっていただきたいと思っております。

それから腰を引くような話が新聞報道でありまして、順調に生産が回復した場合は利益を個に返納してもらいますとお話ありましたが、これは多分、被害の大きい赤潮被害でありますから、きっとこれも薄まっていくだろうと思っています。その辺の確認を再度お願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。漁業共済未加入の養殖業者の支援はという質問でありましたが、これも1番議員さんの答弁の中で、浜中の養殖漁業者が4件、散布が8件を支援するというので、これ全額か50%かまだ決まっていないということでもあります。未加入の養殖漁業者も苦勞されてここまできておりますので、是非とも全額支援をしてほしいなと思っています。養殖業者の持ち分であります種苗数は4万個ですから、ひとつ10円だとしても40万円ですよね。是非ともその辺、漁業者の支援している業者に対しまして、支援してほしいと思います。

それから、ウニ種苗センターが赤潮被害によって種苗不足を起こしております。9月10日から16日にかけて種苗センターの前あたりに赤潮が発生しております。これで恐らくその影響があったのだらうと思っていますが、これも漁業者負担になるのかそれとも、浜中町が激甚災害という視点から考えたらこれも救済か支援かその辺の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。ウニの利益が出た際の国庫への返納の件ですが、これも水産庁の説明会の中で常に言われていたのが個人への救済は国としては難しいことがあることから、水産のための活動組織に対して支援を行っていく考えでございます。それでやはり個人に対して、利益が出たことについては返納していただくと水産庁は申しておりました。ただ、色々な経費等がありますので水産庁の考えでは今のところ利益は出ないのではないかと想定はされていると聞いておりますので、こちらについてはやはり1月に要綱が出てからでないか詳しいお答えはできないのかなと思っています。

次に、種苗の全額補助についてですが、先ほども1番議員さんにお伝えしたとおりまだ赤潮が解決したわけではないと思っています。そこでまずは現状を見させていただいて、どれだけ被害があるのかを見極めさせていただいて支援をしていきたいと考えております。また、タコも死んでいるということもございますので、今後どのようなことになっているかも含めまして検討していきたいと考えておりますので御理解願いたい

と思います。

また、ウニの種苗センターのことになると思いますが、こちらにつきましては議員も御存じと思っております。ただ、現在はまだウニの種苗の引き渡し完了していません。完了しましたらランニングコストの計算、そして、種苗数の数を確定させた後にどのような単価になるのか、技術者からは2, 3割減耗しているのではないかとされており、激甚災害ということもありますけれども、これについても赤潮対策で通常であれば11月に出荷するところ、12月の中旬まで種苗を確保したということもありますので、その辺も含めまして今回の特交措置にお願いできるのか、財政にも一応お願いをさせていただきますので、今後、種苗出荷した後にすべて数字が出てくるかと思っておりますので、その時点で検討することとしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） このウニの種苗センター、間違いなく2割ないし3割は不足を起こすのだらうと思っております。是非ともその辺も漁業者負担ではなくて町として考えてほしいなと思っております。根室あたりではそういう支援をしていますからできるだけそういう方向でお願いしたいと思っております。

3番目にいきます。浜中散布両漁協はコロナ禍と赤潮被害により2年連続の減収となっており、漁協に対する経営支援の考えはないか伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。漁協に対する経営支援につきましては、国としては昨日の水産庁との意見交換の中では、漁協の経営支援についてやはり質問がございました。その中では水産多面対策事業の中では現在、漁協への事務費等は見ることができませんでした。ですけれども、今回は漁協職員の人件費等は充てられると説明がございましたので、国としてはその事業活用して漁協支援という形で活用していただきたいという説明がありました。

次に、町としましては、赤潮被害による漁協の経営への影響は、行政報告の中でもお話ししましたが現在、11月までの水揚状況については増収のものあって、一部ウニ養殖が減となっている状況であります。このことから影響については、1年後または各漁協の決算期に数字としてあらわれてくると思っております。今現在、考えられます支援につきましては、赤潮対策として各漁協におきまして赤潮発生時から各調査を行っていると同っております。報道では終息しているとありますが、11月29日に浜中漁協よ

りヤナギダコのへい死が報告されるなど、浜中町海域ではまだ赤潮被害が進行形であるという状況であります。そのことから現在まで行われた調査や今後行う調査、そして、漁協が行う対策に対しまして、支援を行いたいと。経営支援ではないのですが、違う立場で支援を考えているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） コロナと赤潮被害であります、どちらも災害に近いのだと思いますがコロナ被害の時は浜中漁協が1億9829万310円、販売手数料が991万4915円、散布漁協が下落金額が1億1523万6328円、販売手数料5%から見ると、576万1816円となっております。今回の赤潮被害であります、11月で計画対比であります。養殖、潜水それから秋サケも多少入っていますが、浜中漁協が1億5195万6256円、5%の手数料でみると759万7812円の減となっております。散布協漁協は秋サケとウニの取扱いの損失額が1億2148万2000円、手数料で607万4100円の減となります。このしわ寄せはやはり、職員の給料とか報酬とか待遇等に跳ね返るのですよ。定期昇給ができないとかそういうことになります。今、漁業は温暖化の影響で資源に影響が出ている中でこの赤潮ですから。是非とも支援していただきたいと思っています。再度答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長

○水産課長（細越圭一君） 御質問にお答えいたします。先ほど数字をお話しされたと思うのですが、議員も組合長でいらっしゃると思いますが、私も組合のほうに出向きまして色々お話をさせていただいている中では、金額を提示されてそこまでのお話は実際受けておりません。ですので、やはり決算期だったり皆さんがどういう比較をするかで私どももやはり漁業というものは漁の多いこと、そして今回のように価格が上がった場合にまたそれを補うものがあると思っておりますので、やはり最終的な決算期だったり、1年後にその状況を見極めさせていただきながら、御相談していきたいと考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 是非とも暖かい手を差し伸べていただきたいと思います。最後に町長に伺っておきたいなと思っています。この度温暖化によって海水温の上昇で漁業関係に深刻な影響が出ている中であります。そしてこの常識を超えたような赤潮が発生して、漁業崩壊に繋がる危機的な状況だと思っています。漁業に未来はあるのかと言い

たくなるような現状です。今般の根室市の石垣市長ら1市4町の首長が岸田首相に道東太平洋沿岸の赤潮はロシア由来だという日ロ両国が問題共有し、共同経済活動の中で対策を考えたらどうかという要請をしております。これはやはりそういう問題だと思っております。ですから、釧路から日高までの自治体の方々は歩調を合わせて国に要請をするべきだと思います。その辺のリードをとってやっていただきたいですが、考え方を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） このことについては北海道にも釧路それから根室、日高、十勝、そして連合で北海道の知事の方に要望に行っております。そしてまた、国にもその時はまだコロナの関係がありましたから、人数制限もありまして各地区代表含めてしっかり国の方に総務省含めて農水省も含めてやってきていることでもあります。

その他に、今回うちの町議会も道の方に直接要請に行っているものであります。決して、甘く見ているわけではなくて、すごい状況だから多分こういう形で今日まで進んできていると思っております。ただ、これでまだわからないというか、このことがどこで全部わかるのかちょっとわからないと思うのです。これ1年2年という年数も含めて変わってくると思っております。その意味からすると、まだまだ時間がかかりますし、これからも管内、それから北海道含めて知事も含めて先日は知事も来てそのお話を聞いてもらいましたし、そういう意味では、北海道一丸となって国の方にも要望に行くし、今やっている最中でありますから、その事を御理解いただきたいと思っております。しっかりと浜中町長もそのことについてはやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 次の質問に入らせていただきます。浜中町における環境教育と海洋教育について伺いたいと思います。2011年、環境教育に関する法律が「環境の保全に関する教育及び学習」と改定をされております。「温暖化や自然破壊など、地球環境の悪化が深刻化し、人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要課題となっている。豊かな自然環境を子孫に引き継ぐため、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要な意義がある」としております。このことを踏まえて質問したいと思います。散布小中学校が海洋教育パイオニアスクールに指定をされました。これまでの活動内容を紹介していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えいたします。散布小学校は、令和元年度から今年度までの3年間、北海道教育委員会の海洋教育パイオニアスクール事業の指定を受けています。散布小学校の海洋教育のゴール像、地域の海や水産業、地域の環境などについての探求活動を通して、地域の発展に貢献することのできる人材を育成するとなっています。これを踏まえた活動を紹介します。全部で四つの視点がありまして、一つ目が海に親しむ、二つ目が海を知る、三つ目が海を守る、四つ目が海を利用するという、この四つの視点でございます。

具体的な活動になってきますと、アサリ島活動がありましたので、そこを深めていくというところから始まってアサリ掘り、稚貝まき体験、専門家の動きを見るということで、魚の水揚作業見学、ウニの種苗センター見学、活動が広がって海岸清掃、海洋プラスチックの除去、実際に重さだとかその量について子供たちが実感するという活動です。

また、旬の魚介を使った料理教室、海だけではなくて、海と山の繋がりを見つける湿原散策や植樹の活動、山の方の充実という活動も進めています。

最後に、総合的に散布のまちづくりについてまとめるような活動を行い、役場職員にプレゼンテーションをするというようなことを、進めてきた経緯があります。そして今年度は海洋教育、全部で古平町、羅臼町、厚岸町浜中町で行っているのですが、修学旅行で散布の子供たちが羅臼町に行きまして、春松小学校と羅臼小学校とそれぞれの海洋教育の実践交流を行ってきております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。この散布小中学校で大変熱心に海洋教育をやられていますが、人づくりという観点からもあるのだと思いますが、今、説明がありました。5月29日に第30回の浜中町少年の主張大会が開催されておりますが、そこで散布から3名が参加しております。中学校1年の本間めいさんのプラスチックが及ぼす私たちの影響という主張であります。主張の内容はプラスチックは大変便利で身近にある物だが、環境問題に発展している問いかけ、課外授業で海岸のごみ拾いをし、外国のペットボトルや漁具などを見て、浜中町の美しい自然と景観が損なわれてしまうこと。海へのポイ捨ては海洋生物が誤飲により死亡。解決策としては、不法投棄禁止の看板設置、プラスチックを自然素材にすること。レジ袋は使わず、エコバッグとマイボトルの使用をすること。料理道具のまな板もプラスチックではなく、衛生面と環

境によい広葉樹のまな板にすること。今できる積み重ねでゴミ問題は解決するとし、いつかプラゴミ問題が解決し自然の美しさが戻り、人間も動物も困らない世界になる日が楽しみですと締めくくっているのですが、このことでお父さんやおじいちゃんに、ポイ捨てはしないようにと注意をするようになったと言われております。体験教育の重要性だと思います。またそれを吸収し実践をしようとするその柔軟性を感じております。このプラスチックのまな板ですが、削られるとマイクロプラスチックになって下水道を通して海へ流れ出るといったことがありますので、できるだけ木のまな板にしてほしいと思います。

次に伺いますが、羅臼町は幼稚園を含む全校がパイオニアスクールに採択され、ユネスコスクールにも加盟している。羅臼小学校が第12回ユネスコスクール全国大会でベストアクティビティ賞を受賞しております。活動内容と取り組み状況をできるだけ簡単に御紹介いただけますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えいたします。まず羅臼町は、豊かな知床の海から発信する羅臼町の魅力というようなことをテーマに、幼稚園から高等学校まで一貫して取り組んでいるということがあります。これの経緯としては以前に平成19年くらいから独自に知床学というようなことで進めてきていて、平成24年からユネスコスクールの指定を受けて取り組んできたという背景がございます。その延長線上に、海洋教育とパイオニアスクールの指定を受けての取り組みがあります。

簡単にどのような取り組みか申し上げますと、ユネスコの側面もありますので、知床世界自然遺産に関する学習、昆布に関する学習、漁業や観光業に関する学習、野生生物や海洋環境保全に関する学習といったところになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。先ほど交流の話もされてきました。プレゼンテーションの話もされて活発に羅臼町も取り組んでいるようであります。ここで伺っておきたいのですが、2007年に海洋基本法が制定されていますが、海洋教育とはどのような学びを目指しているのか。先ほど海に親しむとかそういうこと以外にどのような目的があるのか、人づくりのようなことだと思いますが、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えします。海洋教育は、海と人との共生という大きな課題に向かい、考え行動できる人材の育成を図っていくことを願っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） その中に、海に囲まれていて、これまで海から受けてきた恩恵を含めて海の教育をあまりされてこなかったという反省もあって2016年海の日に国は2050年までに全国の市区町村に海洋教育を実施することを目指すという宣言を出しています。ですからきっと、これからは全国で海洋教育、環境教育を実施していただけるものだと思っています。

次に伺います。この話は昨年4月に民放の番組で放送していたもので、福島県只見町只見中学校は新潟県上越市の海岸での課外授業ゴミ拾いで海辺に漂着している大量のレジ袋、ペットボトルなどのプラごみを見て驚き只見川を通して運ばれるごみもあるのではとの意識が古新聞によるレジ袋の製作となった。この新聞レジ袋の取り組みは令和2年第11回ESD（持続可能な開発のための教育）大賞、さらに第12回ユネスコスクール全国大会で文部科学大臣賞を受賞しています。海洋生物を通してより海について考えるため、大学の指導を受けウニを受精させ成長の観察を始めた。只見中学校のスローガンは山から海を守るとされており。もう一つ、この中学校の生徒が弁論を発表しております。青少年主張大会ということで、テーマは私たちの海を守れ。一部抜粋しております。聞いていただきたいと思います。私たちがすぐできることはたくさんあります。私たちは自分たちのふるさと地球を破壊しようとしていることに気付くべきです。私たちは自分の行動によってたくさんの動物が危機に直面していることに気付くべきです。私たち学生が日常生活にできることはたくさんあります。小さな一歩が小さな違いを生みますが、ここにいるすべての方々が、小さな一歩を踏み出したら大きな進展になります。SOS私たちの海を守りましょう。さっき言いましたが、民放の全国放送ですから見ている方は相当いると思います。このテレビを見て教育の力ってすごいなとつくづく思ったのですよ。そこで伺いますが、環境省が海洋教育保全のために、小中学生用と高校生用を対象として制作した海洋ごみ学習用教材があります。その活用状況教えてください。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えいたします。海洋ごみ学習教材の活用状況

についてです。小学校で3校、中学校で2校が活用している状況となっています。具体的な場面を申し上げますと、小学校の社会化、理科、家庭科、中学校社会世界地理、日本地理で学習をしています。また特別な教育課程、散布小学校の海洋教育でも活用しております。また、環境省の海洋ごみ学習教材を使用していない学校においても、各教科の教科書資料等使って全児童生徒が海洋環境保全に関して学習することができている状況になっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。課外授業ですが、大変有意義な教育だと思っておりますが、浜中は海岸に2校ありますが、子供たちが山の子供たち浜の子供たちが一緒になって海岸のごみ拾いとか、私のところはアサリ掘りができるのですが、そういう活動を通して交流を深めるという課外授業も1年の中で1度か2度計画をして取り組むということは学校の学習の上で難しい時間になるのかどうか。もしできれば実施してほしいと思っているのですが、その辺の考え方はどうでしょう。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えします。散布小学校と浜中小学校は、お互いへき地の学校ということで交流が持たれています。まずそれが1点。あともう一つの側面としては、やはり各4地区の学校がそれぞれ主体的に教育課程、カリキュラムを組んで取り組んでいるということもございますので、統一して一気に行うのはやはりその4地区の学校の理解が必要になってくるかと思っておりますので、課題の一つにはなると思えます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 時間的なものがそれぞれあって拘束される時間になるのかなと思いつつも、課外授業、体験学習、非常に身になる教育だと思っていますので、是非とも学校間で話し合ってやってほしいなと思います。散布小・中学校の中村前校長先生にこの海洋教育に入った段階で、山の学校にアサリ掘り体験をさせてもらえないものか、そういう交流を含めて話もしましたがやはり忙しくてちょっと難しいと言われました。ですからきっとそういう問題もあるのだなと思っています。でも、4つの学校、5つの学校含めてそうですが、1年間の中でその取り組みをお互い理解をして当てはめてもらえれば計画は立つのではないかと思いますけれども。是非とも取り組んでほしい学習であります。よろしく申し上げます。

次に移ります。浜中町における環境教育と海洋教育の取り組みを教えてください。先ほどお話も出ているようではありますが、再度お願いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えします。環境教育と海洋教育について御説明します。まず環境教育ですが、議員もおっしゃられているとおり、温暖化や自然破壊など環境問題について学習し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいく資質能力を高めることを狙っています。海洋教育は先ほどお話ししたとおりですが、海と人の共生という点での人材育成ということで、少し側面が変わってくるところがありますので御理解ください。

本町では教育行政執行方針でも示しておりますが、環境教育では学校版のISO、自然の番人宣言に取り組んでいるところです。海洋教育については、先ほどもお話ししたとおり散布小中が主に取り組んでいるところです。また、霧多布小学校では、ふるさとの産業を知り郷土に誇りと愛情を持ってもらおうと始めた海辺の観察会、ホッキ掘り体験、地引網体験という活動が行われております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。最後の質問になりますが、浜中学を小・中全校に取り入れる考えはということですが、霧高のイメージをしております。先ほど羅臼小学校の取り組みの話もありまして、そういう取り組みなのです。羅臼小中学校の活動は知床学も入って人、物、自然を学ぶとか地域の良さを実感するとか羅臼昆布とかふるさとの羅臼を守るとかそういう取り組みをしていますよね。今、霧多布の学校もそういう取り組みをしているということで、先ほど取り上げました只見町の只見中学校もそうです。ですから、活動の中でそういう取り組みをして浜中の良さを知り、浜中に愛着を持ったり、浜中に貢献できる、そういう人材づくりになると思っていますので、是非ともそういう教育方針を取り入れてほしいなと思いますが、それは再度お話も聞かせてください。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（伊藤善一君） 御質問にお答えします。議員おっしゃられるとおり、「ふるさと浜中に生き、豊かなまちを拓き創造する人づくり」というところに、各校では取り組みを進めています。ただ、高等学校の浜中学を小中学校に単純におろしていく形にはなかなかならないかなと思っています。高等学校と同じように漁業だったり地域の特

産のことだとか、そういう対象は同じように関わられるかもしれないですけども、やはり浜中学で狙っている学び方で、1年生で知ること、2年生で浜中を調べる、3年生で発表するという流れになっていて、それらをすべて自分たちで行っていくのが浜中学なのですよね。そのすべて自分たちで行っていくという部分は小学校や中学校においてはなかなか難しい面だと思いますので、単純に浜中学を下におろしていくということにはならないのですが、ふるさとの教育という点で小学校においても、中学校においても、各教科の学習で地元の産業だったり地元の人だったり、自然だったりに関わっておりますので、その部分、繋がりを持って高等学校の浜中学に向かっているイメージで捉えていただければよろしいかと思えます。いずれにしても小中学校も発達段階に応じてしっかりこのふるさと浜中に生きるところは共通して行っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。一年の計は穀を植えるにあり、十年の計は木を植えるにあり、百年の計は人を植えるにありという教育の根幹を表している言葉だと思っておりますが、百年の計を待てないような今の気候変動であります。環境問題が大変厳しいような状態になっております。これは世界的なグローバルな問題が絡んでおりますので大変難しい問題だと思っておりますが、子供たちの生存と繁栄に関わる重要な問題だと思っておりますので、環境問題に真剣に向き合い行動できる人材を育てたい。そのことによって、時間はかかると思いますが、一つの解決に繋がるような気がしておりますので、是非ともそういう教育の進め方をしてほしいと思えます。最後にその辺も含めて、教育長から聞きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今議員がおっしゃいました通り、今、世の中では環境の問題、それと実際に子供たちも対面しているコロナ禍の問題、まさに世の中は加速度的に非常に変わりつつあると。そして、もう先が読めない10年後の社会がどういようになっているのか、正しい答えが見つからない。今そういう状況の中にあります。ただ、学校現場としましては、10年後20年後、どのような社会になっていたとしても、そこで子供たちが主体的に生きる力をいろんな変化になったとしても、そこで答えをしっかりと主体的に見つけていく児童生徒をこの小学校・中学校9年間、そして高等学校の3年間の中で十分育てていく所存でございますので、よろしく願いいたします。以上であ

ります。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 一般質問を始めます。題材は、寒い冬に向かう今、地震、津波、即避難所へ各家庭で持ち込みの防寒着や寝具など、準備すべき物をいつでも車に積むだけになっているか等々について、町として普段から町民に徹底を図るべきではないか。こういう表題で質問しようと思っています。私この1年間の中で考えてみたら、地震津波の問題を近い4年間の中でも、2回から3回質問しています。なぜまた今回こういうことになったのかといえば、先日10月でしたか9月の末でしたか避難訓練がございました。あの参加率を見て全然緊張感がないなど。いつものように2011年の3.11のような突然ああいう地震が起きたときに、町民はちゃんと逃げられるだろうか。準備を進めている役場の担当者、本当に至れり尽くせりのことを考えながら、計画を練っておられますが、しかし町民の意識が本当に高まっていないようにしか感じられないので、私はまたもう一度のこの質問の場に立つことにいたしました。

私の生まれは1941年、現在80歳です。戦争が始まって80年、終わって76年、そしてこの間戦争ばかりでなくて、大きな地震、津波を10年に1回くらいずつ経験してきております。そういう中で、我が浜中町でも大きな地震を経験しながら、今、当然起こったならば、子供たちやお年寄りや車を持っていない方々はどうするのだろうか心配しながら、3.11のときには犠牲者はありませんでした。今度もまたあのような大きな地震が起きても、きちっと役場の指導のもとに町民が本気になって犠牲者にならないような、そういう状況を是非つくっていただければなと思いながら、質問いたします。

寒い冬に向かう今、地震、津波、即避難所へ各家庭で持ち込みの防寒着や家具など準備すべき物をいつでも車に積むだけになっているか普段から町民に徹底を図るべきでないのか。そういう大きな地震が来たら、それぞれの家庭がどうやって自分たちはこの津波から逃げることができるか。役場から一々拡声器で放送されるまでもなく、自分の家庭ではこうやって逃げると。こうやって避難所に行くというような準備をやはりどここの家庭でもすべきではないかと。それが昭和27年の十勝沖地震や35年のチリ津波で犠牲になった方々から教訓を学ばせていただいてどんなに大きな地震や津波が来ても、みんなが助け合って逃げられる状況を作っていきたいものだと思って質問に立ちました。自分の昭和27年の十勝沖地震、昭和35年のチリ津波による大きな被害を2メ

一トルもある水かさの中で、泳いで大きな柱につかまって一命を取りとめた経験もありまして、本当に地震津波は甘く見てはいけないことをひしひしと感じております。地震、津波といってもやってくる方法が違うのです。私は函館やここで経験した津波や地震はどこであったのか知らなかった、あるいは、3.11のように地震が東日本で発生したことを知っていたが、津波が来るのか来ないのかはっきりわかるまで20分もかかったという状況もありまして、議会中の2時46分という時刻でしたけれども、地震の最初の揺れと横揺れの時間の長さの感じで、これは津波来るなということを何とか見つけて地震が来てから津波が来るか来ないかわかる程度の経験はみんな感じて、気象庁に頼ることはもちろんなのですが、自分自身で津波の程度を図るというそういうことが私はとても大切なことだと思っております。2011年3月11日の14時46分東日本大震災が起きました。あの時の津波は浜中町にどんな形で押し寄せてきたか。大きな波となって押し寄せてきたか。津波の水嵩がのんのんのんと大きくなって襲ってきたか。それから、地震の縦揺れの段階と、その後の横揺れの段階で、どこで津波が来るなど感じるようになったか。気象庁のこれは津波が発生するかしないかわかるようになっているのですけれども、津波の押し寄せる程度の問題とそれから、津波が来る場合はどういう場合なのか、担当課としてどのように押さえておりますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） まず地震と津波の関係でございますけれども、この道東沖については千島海溝がございまして、それは太平洋プレートが北海道の下に沈み込んでいて年間1cm程度動いているということで、その沈み込みが段々歪を生んで、それが破裂というか元に戻った時に海水が動いて、それで津波を起こす形になっていますので、これは海溝型地震による津波ということでよく知られています。それでこの津波の地震でございますけれども、やはり、まず一つ特徴としては長い時間揺れが続くと。それで津波が発生しやすくなるのだと思いますけれども、実際に津波が発生するかしないかの予測は気象庁で行っていますので、私どもとしてはこの気象庁の発表に基づいて素早い対応をしていくことが基本だと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。気象庁の判断を待つということですね。気象庁は前回3.11のときには、地震があつて震度は何度ですと早くに出ていたと思いますが、こちらまで津波が押し寄せるというのは私が議場から逃げて20分くらいし

てから大きな津波が来るようだと東北地方で津波の襲来があるというのを聞いてみんなが逃げていく、その映像も見ました。現在、気象庁は地震の縦揺れがあり、それから、大きな横揺れがありどの時点で津波の襲来が明らかになるかというのは知らされておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、地震でございますけれども、気象庁では比較的大きい地震が発生した場合には1分半後には地震情報発表する形になっています。震度が幾つかを地震情報として発表し、その後、気象庁で色々計測いたしまして、地震発生の3分後を目標に津波のありなしを含めて発表していく形になってございます。ですので東日本大震災のときは14時46分に地震が発生して、14時49分に実は津波注意報、ここは北海道太平洋東部でありますけれども、3分後に津波注意報が出されました。ただこの時は最初50cmの津波という情報でございました。ただ、その後、津波注意報の25分後に津波警報に変更がされ、津波警報で1m、その後、さらに16分後には大津波警報が発表されて3mの津波が来ますよと。さらに、それから38分後に同じ大津波警報ですけれども、今度は6mということで徐々に発表が変わってきたという状況がございました。これについては当時、確か記憶では地震の規模が東日本大震災はマグニチュード9でした。これが最初に気象庁が捉えたのがマグニチュード7.9かそこらへの規模の地震だという捉え方をしたものですから津波の規模を小さく発表してしまったと。そういうような当時の反省があると伺っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。2011年の3.11の地震と津波の時間帯について今報告がありました。全くそのとおりだったと思います。それで、あれから10年経った現在、まだそのように地震が起きて25分後、35分後に津波がやってくる。ちょっとこれ時間長過ぎると思うのです。縦揺れがあつて横揺れも経験したことのないような状況の中で津波が来るかどうかというのは極めて大事なことなのです。先日私、用事があつて斜里町のウトロで朝方に写真を撮りたかったのでそこに駐車して布団を持って行って車の中で寝ました。はっと気がついたら、その駐車場のすぐそばに坂がありまして、地震で横揺れが1分間続いたときには、この坂を上って高台に避難してくださいという看板があつて、これは具体的ですごくいいなと思いました。地震

があって気象庁がどうのこうのではないのです。横揺れが1分間続いたらとにかく逃げると。上の方に私前に行ったことがあります。小学校中学校が上にありまして、広いグラウンドがあり若者がスポーツできるくらいの広場もあり、なるほどと。1分揺れたら逃げろと。そういう具体的な看板がありました。私が言いたいのは1分でもいいのです。揺れが3分この前の3.11の時は3分何十秒という時間揺れていましたけれども、1分でもいいのです。3分ならもっと可能性はあるのですけれども。私は揺れの具合で浜中町から気象庁の前に津波のおそれがあるということを言えるかどうかについてどのように考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町主導で発表という部分でございます。現在、町の緊急避難の放送につきましては、地震の発生する情報、あるいは津波の情報、これは夜間休日含めて24時間、全国瞬時警報システムJアラートがあります。この情報を受けまして自動的に防災無線が起動して屋外拡声器あるいは個別受信で放送を行う仕組みになっています。それで先ほど1分半ぐらいで地震情報ですけれども、浜中町におきましては釧路、根室管内、震度4以上を観測した場合放送を流すことになっておりまして、さらに震度5弱以上の地震が発生した場合は防災無線では大きな地震がありました。火の元を確認し海岸近くの方は津波の恐れがありますので、十分注意してくださいという放送が入ります。震度5弱以上の場合ですね。その後、3分をめどに津波のあるなし発表になりますので津波がある場合は即時津波注意報なり警報なりが発表されますので、現実的に考えますと手動で放送するだとか、1分以上地震が続いたから流すだとかはちょっと難しいのかなと思っています。現在の放送の関係でございますけれどもやはり正確な情報を早く短くわかりやすく伝えることが必要でありますので、今の放送体制、内容については維持していきたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今担当課長が言われたとおりJアラートで震度によって津波のおそれがありますからと、それが1分以内なのか3分以内なのか5分後なのか、そのところはちょっと難しいところですが、自動的に津波の恐れがあるということがJアラートでわかるようになってきたというのが3.11のときとはちょっと違うのではないかなと思います。そういう装置が付いているのですけれども、そのとおり働いて

くれるかどうかの問題については、どうなっているでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。町の防災無線でございますけれども、これは今の新庁舎の中でございます。当然、放送を流す場合は電源が必要でございますけれども、これについては町のこの施設に対して、自家発の非常用電源もございます。また屋外拡声器こちらについても、それぞれの拡声器に蓄電池バッテリーを搭載していますので、私どもとしてはJアラートから流れてくる情報については、発信できるものと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） そういう装置がついて大丈夫かという話をしましたけれども、そのような状況になってきちっと作動するという答弁をいただきました。続いて今までは地震が起きたときにほぼ正確に地震、即津波避難という行動ができるかどうかということで質問いたしました。

次に進みます。次はその放送を聞いた町民ですが、この中で逃げる人と逃げない人がいるのですよ。多くの方々はすぐ逃げます。終わって、3. 11の時には翌日でなくて2日後の朝に避難の解除があったと思います。私、翌日に避難解除があったと思ったのですけれども、私、途中で標茶に妻の実家があるのでまだ避難解除になっていないから、ここにいてもしょうがないから標茶行こうとなって標茶に1泊して、帰ってきたときに避難解除がありました。それで1日目ずっと避難の場所に午前9時までいました。ところが200人ほど浜から避難していた家族が夜の9時になったらどんどんどん少なくなっていきました。朝方の4時になったらほとんどいなくて、9時まで残っていたのは私の家の2人と、その当時課長になっていたかどうかわかりませんが、今課長になっている人の奥さんと女の子2人連れた3人の役場職員の家族が一緒になって朝の9時までいました。そしたら夫は地震の係をしているので普段からおれは地震になったら帰ってこないからなと。おまえは子供を連れて逃げろと言われていたのかと聞いたら、はいそうですと。そして、ずっとそこにいて9時になっても解除にならないけれども、俺は帰るからと言って帰ってきました。その家族は帰ったかどうかわかりません。非常にその役場の職員の奥さんとして忠実にやっていた姿が印象に残っています。そのときの2日過ぎて役場に来ました。総務課にきたところ、2泊3日全然寝てなくてそこにいたという職員が町長室の前の課のところにいらっしやいまして2泊3日帰らずにいた

んだという精神は私はもう本当にすばらしい精神で仕事をやってくれているなと思いました。担当する側はそうやって、きちっとやっているにも関わらず町民は非常に勝手なことをやっている。私はもう本当に腹が立ちました。俺は逃げないで流れた資材を拾って歩いたと。本当に悔しい話、悲しい話、命かけて、みんなを守ろうとしているのにこういう状況とはなんなのだと。その辺のところをどうやって町民にわかってもらったらいいいのかということで、ちょっと難しいかもしれませんが、副町長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。3. 1. 1 当時私福祉保健課の方におりまして、福祉係で町内の独居老人等の方を乗せて、茶内にある野いちごに送迎業務に当たっておりました。避難させるために。町内の中でも、やはり霧多布地区におきましても、今議員言われたとおり私はこの家を死守しますという方もおりました。これはいくら行政の方から避難するよと言っても、その人の意志でありますから何ともそれ以上のことを強制することを出来ずにそのまま家にいてもらったという経緯もございます。ですから浜中町民におきましては避難する意識が高い町でもあるのですけれども、中にはやはり避難したくないという方がいることも存じておりますので、そういった面も含めまして、毎年こう避難訓練しておりますけれども、意識改革をまたさらに強化していきたいと行政としては思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 町の職員がみんな一丸となって、いざ、津波対策と言ったら一糸乱れぬ形で一生懸命やっている。それにやはり答えるくらいの町民になってもらいたいというか、元々そうなのだろうけどそうなるとういかなのかというその辺のところは私にはせっかく一生懸命やっているのに、そういう体制を乱す者がいるというのは本当に悲しいことではないのかなと思います。何とかそういうことがなくなるようにしてもらいたい。それから避難所に行ったときも自分勝手に帰るのではなくて解除になった時点で帰るといふこの辺のところも私は大切だと思います。私はチリ津波のときに太平洋側にやってきた津波は2波、3波、4波とききましたが、チリ津波が北アメリカ南アメリカの海岸にぶつかってそれがはね返って、また大きな津波が来るのではないかなという予想を勝手にしちゃったのですけれども、終わったと思っているところに2日もしてまた津波がやってくるみたいなことも想定されるので町民の勝手な行動は私は厳に慎むべきだと思います。

それでは8ページに移ります。8ページの質問1のところ、近所に住むお年寄り、1人で避難できないお年寄りの避難にはあらかじめ町内会の約束に従って援助をお願いしますと。各町内会で強い地震来たら私、車ないから迎えに来てとかそういうことを隣近所喋り合って、いいよ乗せて行くという約束ができていればありがたいかなと思うのですけれども、その辺の取り組みはいかなっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。1人で避難できない方ですが、こういう方は避難行動要支援者と言われる形になります。避難行動要支援者につきましては、避難の基本で自助あるいは共助とありますけれども、やはり自力で避難できなくなりますと共助が重要となってくると、要は地域の助け合いで避難していただくこととなります。それで3.11の震災の後にこの関係は非常に議論があったと承知しております。それで各自治会、町内会にお願いして、各自治会ごとにそれぞれ取り組みをしていただいていると承知しております。それで緊急放送の関係でございますけれども、放送については先ほど言いましたけれども、まず例えば地震がありましたよだとか、津波警報、大津波警報が出ましたかとか、そういう重要な情報をまずは流すと。これは自動起動で流すと考えておりますので、援助をお願いしますという放送については、町の防災無線の放送の中で流す予定はないということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 先ほどの副町長が福祉保健課の時代に、担当しているお年寄りがいて迎えに行くと。こういうのも地震で身寄りのない人のところには役場の中で面倒見るとかそういうこともやりながら今課長が言われたように隣近所、普段から支え合っていく取り組みも本当に大事だということでした。

それと質問の2に移りますけれども、今の時期、そして春先の4月まで、夜はすごく冷えます。夏のように津波だといって着の身着のまま逃げるということも大事なことなのでございますけれども、しかし避難所は例えば茶内のコミュニティセンターとかに避難するのでございますけれども、外観はすごく暖かいように見えるのですけれども、やはり一晩過ごすとなれば、寝袋か布団か毛布かそんなの持っていても本当に寒くて寝られない。赤ん坊なんかはもうギアギアですよ。赤ちゃんだけ入るくらいのテントを張ってお母さんと一緒に寝させるようなものが避難所があればいいかなと私は思ったものですが、こういう特に夜に避難しなければならないときに避難所で面倒見てあげなければならない

のは、赤ん坊、子ども、それからお年寄りだと思います。その点で避難所で用意できるものについては現在どんなふうになっていますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 避難等については避難者が避難生活を送ることを考えておりますので、避難所の中には簡易ベッド、あるいは段ボールベッド、間仕切り、寝袋、毛布といったものが備蓄されています。また、避難所には避難所運営マニュアルを作成しておりまして、この中でも乳幼児などは要配慮者でありますけれども、こういう方々については家族単位で暖房の設備のある部屋に優先的に収容したり、優先して別途間仕切りも使用していただくと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 3. 1 1の反省から寒い思いをして過ごすよりも、赤ちゃん用の部屋を用意するとか大変行き届いたことができるようになってきていると思います。

質問の3つ目、保育所、小学校、中学校、高等学校の学校時間には保育所ごと学校ごと、色々あるのですがけれども、保育時間に地震が来たときは保育所の子供たちはどういう体制をとっているのでしょうか。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 質問にお答えします。10月に避難訓練をしております。その内容についてお知らせしたほうがわかりやすいかと思っておりますので説明させていただきます。10月15日に避難訓練を行っておりまして、まず、地震が来たということで、シェイクアウト、子どもたちは机の下に潜ります。それで頭上から落ちてくるものから身を守ります。そしてすぐに避難の準備をします。10時に地震が発生する想定で行いました。すぐにシェイクアウトして避難の準備、上着を着て帽子をかぶって10時5分には玄関前に整列して、あとは避難の号令を待つばかりになっておりました。そこから5歳児、4歳児、3歳児については走って、2歳児、1歳児についてはカートに乗せて先生たちが押して、新しくできた避難道路で避難しました。これからも地震津波の際には同じような体制で避難することになるかと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 小さい子供が保育所から整列して走って行ったのはどの道を通って行ったのですか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 霧多布保育所の玄関を出まして、文化センターの建物沿いに霧多布五の通りまで真っすぐ走っていきます。五の通りを横断しまして、すぐ旧庁舎の駐車場があったあたりから今の新しい避難道路の下を通るトンネルがあります。そこを抜けてトンネル脇の階段を上って歩道を上がって役場までということです。カートについては、五の通りを渡った後、新しい避難道路を横断して歩道をずっと押して上がっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。霧多布小学校の場合はどんなふうになりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 霧多布小学校という話でしたが、海岸地区にあります各学校におきましては、学校の教育目標や目指す子供の姿などについて具体的な学校経営方針を策定しています。その中で危機管理の項目におきまして、児童生徒の事故、また校舎の火災、地震津波など対応のマニュアル化をしております。霧多布小学校につきましては裏山の避難道路を使用し、ゆうゆの方に徒歩で避難する形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 霧多布中学校でお願いします。それと散布中学校も。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず霧多布中学校につきましては、スクールバスと教職員の自家用車数台に乗車して、MOTTOかぜてに避難することとなっております。また、散布小中学校につきましては、マニュアルの中では津波警報では校舎の3階あるいは屋上と大津波警報が発令した場合には、道道茶内分岐へ徒歩で避難する形をとっておりますが、実際には茶内の分岐点まで避難して訓練しているというような状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 持ち物はどんなふうになっていきますか。持たないで逃げるのか、その辺はいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） これは緊急事態の場合ですので、物は一切持たないで速や

かにバスに乗車し避難する形をとっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 霧多布高校の場合はどうなるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（中田昌浩君） 霧多布高等学校ではMO-TTOかぜてに避難いたします。避難の方法でありますけれども、生徒66名おまして、スクールバスに26名、そして先生方の車10台に各4人乗車しまして40名でMO-TTOかぜてに避難することになっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） ありがとうございます。小中高等学校、保育所、この子供たちを安全に連れていくこと、それから父母との関係、全員避難所に誘導することができましたみたいなことが父母から問い合わせがあったときに、きちっと対応できるような、体制を作っておいていただきたいなと思います。

質問の4、猛吹雪の最中に震度5以上の地震があり、津波発生の危険がある時でも車でなく防寒着をしっかりと着て徒歩で小中高等学校や体育館、クリーンセンターに避難しなければならない。準備が必要です。夏でも水温が低い浜中町、生存時間10分と言われる冬の寒い時期に、海水に打ちのめされたくはない。備えあれば憂いなしで、最低限度の用意はしておきたいものだという最悪の事態を考えてそれぞれの学校で取り組んでいただきたいなと思うのですが。地震発生時等、どうやって避難するか。もう1人も落ちこぼれないで命が助かる。みんなでやっていきたいものだと思いますけれども、担当課として、今日話題になっている他に考えていることはたくさんあると思うのですがそのことを述べていただきたいと思います

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） ご質問にお答えいたします。町では色々と防災対策をとっておりますけれども、やはりまず津波避難対策の基本となるものとして地域防災計画だとか、津波避難計画がございます。これに基づいて対策を実施していて、その中でやはり大切なのは先ほど来言っておりますけれども、避難者自身が率先して避難すること。自助と言われる部分でございます。そして避難することによって命を守ること。これがまず一つ大事だということ。もう一つは先ほど言いましたけれども、共助の関係、地域の助け合いによって、命を救っていくことも大切だと思っております。やはりこれ

については自助、共助を含めて防災に対する啓発と言いますか、PR活動を含めて町民の皆さんにお知らせしていくと。あるいは防災教育で啓発していくことが重要になってきますので、そのことについてはこれからも積極的に進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時13分）

（再開 午後 3時55分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） それでは事前に通告してあります2点について質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず1点目であります。簡単な質問であります。女性管理職の登用に対する町長の考え方についてお尋ねをさせていただきます。女性の社会進出が進む中で、機会均等、共同参画など、数多くのことが言われるようになっておりますが、日本社会における女性の地位向上は一向に進んでいる状況にはないと思います。民間はもちろん行政機関においても女性管理職の割合は、諸外国に比べて決して誇れる状況にはないと。本町を見ても町長初め多くの管理職の皆さんが席におられますが、女性の方はお一人。過去振り返っても2人が最高だったように記憶しております。町長は来年度、機構改革を考えておられるようでございますが、そこで、女性管理職登用に対する町長としての考え方があれば、この際お尋ねをしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） このことについては、女性活躍の重要性は既に広く認知されているところであり、我が国においても男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の推進によって男女の人権が平等に尊重され女性の活躍の機会を多く確保される社会を目指しているところでございます。議員言われましたように現在日本では、民間企業において管理職に占める女性管理職の比率については男女平等の度合いを示す世界経済フォーラムの報告をもとに作成されているのですけれども、世界各国において高いところでは、アメリカ、スウェーデンなどは40%台、イギリスやフランス、ドイツなども30%台という状況の中、我が国においては約13%と、世界156カ国中120位で、

諸外国と比べて非常に低い状況となっております。

さて、御質問の本町の役場組織についての御質問がありました。現在、21名の管理職がおりまして、1名の女性管理職が配置されております。過去においては、平成28年度管理職18名中3名の女性が管理職の配置としておりましたが、その後、退職により平成30年度から現在に至るまでは1名のみの配置となっているところであります。それと間接的に繋がるのですけれども、管理職になる前に係長職というのも当然ありますけれども、係長職において女性職員が占める割合については、係長職41名中女性係長が12名で、29.3%、さらに、全職員数、普通会計の職員数158名中、うち女性職員の占める数は69人で43.7%となっております。このとおり、現在まで採用している職員についても今年度は約50%ぐらいの数値で採用、女性がそういう数字であります。今後、女性職員の採用もさらに増えてくると思っておりますし、その中で、これからは当然、女性職員の管理職の登用も増えていくものと考えております。これからは機構改革とは関係なく女性登用は増やしていかないといけないと私は思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 管理職へ登用するどうのこうのって話、これは私ごときが言うことでは本来ないです。人事権を有しているのは町長でありますので、管理職を何名に下さいということを私が申し上げるものでございませぬ。ただ、今町長がお答えになった中にもありますように、やはり全体としては、なかなか管理職に登用されている女性の数は日本では、本当に少ないという現状だと思います。全体が少ないんだから行政機関でも別に少なくたって問題はないという話では多分ないと思います。女性活躍と言われて久しいのですが、本当の意味で女性が活躍する社会とはもうちょっと違うところにあるのだらうと思います。先ほどそちら側のお話をさせていただきましたが、振り返って私どもの席を見ますと、女性は全く存在しません。過去においても2名ほどしかいなかったように記憶しています。でも日本の女性の割合は5割以上を占めています。男性よりも人口多いのですよ。そういった中で、本当の意味で女性の声が救い上げられるのかという観点からいきますと、なかなかそれが現実的ではない。それは、先に行われた国政選挙を見たって、当選した女性議員の割合は1割ですよ。かろうじて。やはり色々な意味で、それぞれが抱える思いをどうやってくみ上げるのか、それを実現するかを考えていくと、そこに果たす女性の役割はこれまでも大きかったはずなのですが、

これからより以上に重要になってくるのだらうと思います。最近よく言われるようになってしたのは、ジェンダー平等という言葉があります。要するに性別は一切再関係ない。そういうことがもう本当に言われ始めたときに、果たして行政含めて我々の考え方はどう持っていていかなきゃいけないのかなど。そういうことを含めてこんな質問になりました。基本的に職員を採用するに当たって、当然、性別の区別はしておられないと思います。男女問わない形で採用、応募していますね。そういう中であっても特に行政としては採用されれば、一般職という取り扱いになるのだらうと思います。ただその中にはいわゆる資格が必要なものと、例えば保育士であるとか建築士であるとか、福祉含めて資格を有しないといけない部分も少なからずあると思います。こういう部署は一定程度の人数が確保されてないと、その業務はなかなか順調に遂行しないというのは実際にある話です。最近町は職員募集、その中に保育士、福祉士、建築士を募集していますと出ているのですが、応募してこられる方は、なかなかいないという現実が、一方でありますよね。だから人を採用するに当たって非常に困難な時代に直面していると思います。そういう意味でいうと、これからその資格が必要であるかないかは別にして、やはり職員を採用するときに、もっと大きな視点で採用することがこれからより一層求められますし、先ほど町長がお答えになったように、一定の経験をもったら係長に昇格しますよね。その割合は本町の場合は係長の割合としては3割弱であるということをお答えになりました。今後はもう少し増えていくのではないかと。全職員中で女性が43%だという話がありました。これは将来的にこのまま退職しないで職員として働き続ける限りにおいては、女性のウエートは高まってくると思うのですよ。そうしたときに、一定の経験と能力があれば、当然そこに女性をしっかりと登用する考え方は持たなきゃいけないし、持たざるを得ないのだと思います。今、機構改革ありますから、どうとは言えませんが、特に福祉であるとかそういう部分も含めていくとやはり女性の重要性はものすごく高まっているし、そういう部分の充実を図る上ではもっともっとしっかりとした人は色々な対応含めて女性を登用していくことが必要になるのだらうと思います。これ以上申し上げても個人的にあの人、係長だけ優秀だよ、管理職にしたらどうだという話をこの場でできるわけありませんし、するつもりもありません。ただ、こういう状況の中で今後もしっかり女性をいかに生かすかを真剣に考えていただきたいと思います。こちら側にいる議会も再来年4月には、改選期を迎えます。そういった中でやはり町民の多くの声を救い上げるという意味では何としてもやはりここに女性がいる方が私はある意

味でいうとこれからの社会を作っていくうえで必要なことだと思います。少なくとも私は私なりにそういう面で努力はしていきたいと考えています。このことについてこれ以上質問してもお答えは多分ないのかなという気はしますが、是非とも機構改革は別にして先ほど町長お答えになりましたので、将来を見据えた人事なり何なりに尽力をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。2点目についてであります。これも簡単です。各種選挙における投票所のあり方についてお尋ねをさせていただきます。最近実施されました国政選挙においても、その投票率は決して高いものではなかったと思います。投票率の向上を図るために、各自治体もさまざまな取り組みを模索する中で、本町の考え方は。また、期日前投票所の複数設置、移動投票所の設置などを含めて、この際お尋ねをさせていただきますと思います。まず、町内の有権者は4702人か3人だったと思います。このうち期日前投票を行った割合はどの程度だったのか。これは当然集計ができているのでわかりだと思しますので、まずその辺からお答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（赤石俊行君） お答えいたします。本年10月31日に施行された第49衆議院議員総選挙における選挙時登録者数4705人のうち、期日前投票者数については1196人で25.42%、約4分の1の方が期日前投票を行ったという結果になってございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 期日前投票は1196人、25%で4分の1というお答えでした。結構なウエートですという感想がまず一言。これまでの期日前投票の割合よりは多少増えたかなと私は感覚的に思います。私の知っている人の中でも期日前投票をした方複数おられますけれども、その投票の動機が新しい庁舎を見に行きたいということで、せっかくなので行ってみたいということで、期日前投票を選択された方が結構いたと思われま。そういうことを含めて期日前投票は一定の制約があったものが、投票率をアップするために緩和をしたというか、要件を緩和してささいな理由でも何とか投票できるという事になったのだらうと思います。そういうことで、一生懸命期日前投票を推進している状況はあるのであります。

その中において釧路管内においても期日前投票所を複数設置しているところもある

と思います。一部については商業施設の1カ所に期日前投票所を設けてそこでやっているという話が以前からありましたけれども、本町としてはそういうお考えはないのか。基本的には期日前投票をやるために必要な人員、要するに投票に関わる人間、選挙事務に関わる人間プラス、投票管理者含めて言うと、最低限3人かそれぐらいいけば恐らくこれは可能だと見ていますが、そういうの含めてどうなのだろうと極端に言いますと、場所的に言いますと、支所があるところ複数の職員が常に常駐しているところ、わかりやすいのは茶内支所ですね。あそこは常に複数の職員が常駐して仕事をしていますよね。そこで、窓口で期日前投票をしたいと言われたときにわかりましたといって受け付けて、当然管理者はそこに管理職が2名ほどいますので、管理者としての資格は有していると私も考えますので、単純に選挙前の選挙事務の講習を一定程度受けてしまえば事務を遂行することは可能ではないかと。結果的に投票時間に関しても今やっているような午後8時までとかそういうことではなくても、たとえば9時5時でもいいわけです。要するに開庁している時間内でやることも可能でしょうし、期日前投票を集計する作業もありますので、日曜日が投票日だとすれば例えば金曜日までだけ何日間かできますよとか、そういう現実的な対応措置を講ずればこれは実施可能じゃないかと私は端的に思うのでございますが、その辺のお考えについてはどうかと。考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（赤石俊行君） お答え申し上げます。管内においては複数カ所、期日前投票所を設置しているところがございます、釧路町と白糠町それぞれ2カ所ずつ設置しております。議員先ほど申し上げた釧路町についてはイオンモールに設置されております。本町でも期日前投票所を複数設置する考えはないかということでございますが、現在、本町では御存じのとおり役場庁舎1カ所で開設をしているところでございます。現状においては職員の体制、システムの整備等が整っていないことから増設する考えは現状では厳しいと思っております。職員の体制としては期日前投票所には最低3名の従事者が必要ですので、毎回選挙の都度に会計年度任用職員2名を募りまして、その従事に当たっていただいているところでございますけれども、この人員確保についても非常に毎回苦慮をしているところでございます。これからさらに投票所を増やすとなりますと、職員については総務課の職員が選管事務局を兼任しておりますので、選挙があった場合は日常の総務課の業務と並行しておりますので、なかなかその持ち場を離れること

は難しいとまた、他の課の職員にお願いすることも同様に通常業務の合間に対応していただくことはなかなか難しいと。しっかりとそのスペース、そして集中して従事に当たっていただく職員が必要になると思っておりますので、毎回会計年度職員をこれまでも何とか2名ずつ確保をしていたところですが、またさらにそれ以上探さなければならぬことについては非常に難しいと思っております。選挙管理委員会のほうでもこういった話は、させていただいておりますけれども、現時点で委員会の見解としては、まだ増設することに関して体制が整っていないということで、もう少し様子を見ていきたいという見解でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 投票機会を積極的に有権者に与える、そういうのは、最低限必要なことではないかと。少なくとも、選挙管理委員会として投票率を何とか向上したいという観点からいけばこういうものが一つ重要な案件ではないかなと私は思いますよ。何といても町民、有権者に対する利便性をしっかりと確保するという部分を含めていきますと、人がいないとか、何とかというのは、それは内輪の話で町民にとってはどうでもいい話であります。基本的に投票行動をしたい人にどう応えるかというのは、最低限必要努力は必要でしょうと。私は思います。その中で全国的に若い世代の投票率は圧倒的に低いと言われております。高齢者になると物凄い義務感から投票するという行動に移っているのですが、若い人はそういうのはなくて、行くか行かないか当日になってから、気が乗らないから行かないとかそういうこともあるのかもしれませんが、本町において若い世代の投票行動はどうなっているのかわかればお知らせをいただきたいと思いません。

また、投票所を設置するに当たって、投票立会人を確保するのが大変だと前から聞いておりますし、私もこの10年ぐらい、そちら側におられる管理職の複数名の方からお電話をいただきまして何とか立会人をやってくれないかということをお願いされました。私は性格が良いものですから断らないでやりました。10回ぐらいやったかもしれませんが。その中で管理者として、そこに来られた方と雑談しながら1日過ごすのでありますが、実際に立会人の選任に当たって、大変だという話はあるのですが、この立会人を選ぶときをお願いするときに年齢的な制限だとかそういうものはあるのでしょうか。何となく私の受けとめ方としては、暇な年寄りを探すというふうにしかな面的に受け取れないのですが、その辺については何か条件があるのでしょうか。あればお聞かせをいた

きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（赤石俊行君） お答えいたします。まず前段の今回の衆議院選挙における若年層の投票率でございますけれども、まず全国平均については、10代が40.49%、20代が33.85%、30代については44.75%となっております。本町につきましては10代が57.14%で20代については55.83%、30代が58.93%と、50%台で推移しております。全国の平均値から見るとまだ上回っていますが決して高いものではないかなと思っております。投票立会人の選任が大変だということで、投票立会人については各投票所に2名ずつ選任しております。選挙がある都度この選任については議員おっしゃったとおり大変苦慮しているところでございます。これについては以前までは各投票区内において選挙人名簿に登録された方の中から選任しなければならないとされておりましたけれども、令和元年の公職選挙法の法改正がございまして、例えば霧多布の投票所であれば霧多布地区で投票する人間、茶内であれば茶内から探さなければならないという縛りが緩和をされまして、町内で選挙権を有するものであれば、どの地区から選任してもいいということで、以前から見ると大分間口が広がって選任しやすくなっておりますけれども、依然として苦慮している状況は変わっておりません。立会人の選任に際してはこれまでもどうしても今までやっていただいた方に連絡をお願いしている現状でございますので、やはりこの立会人さんも高齢化が進んでいるのも事実でございます。何とか若い方に呼びかけていながら、新しい立会人のなり手を探していきたいと思っております。それで年齢的な決まりはあるのかということでございますけれども、立会人の選任に当たっての年齢要件については、法的には選挙権を有する者の中からということのみですので、18歳以上の誕生日を迎えた方であればどなたでも権利があるということになっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 私も投票立会人を辞めたいからこういうこと言っているわけではないです。基本的に大変だと言いながら経験者にすぎる状況はいかかなものかなと私も感じていますが、投票所に足を運んでくれた人たちにはいつでも変わるよと声掛けはしているのですが、なかなかうんとは言ってもらえない現状があります。先ほどの若い人の投票率が決して高くないと、本町においては50%半ばを超えるという、全国平均から見れば高い。全国の投票率が全世代で50%台半ですから、それを見ると若い人の

投票行動は本町は決して低くはない。されどそんなに高いものではないと思います。全体として67、8%だったと記憶していますが、何でこんなこと言ったかというやはり立会人をすると、やはり選挙に対する関心は一定程度持たざるを得ないのですよ。一日ずっとそこに座っていますからどういう人が来るのだろう、あの人は来るのかなと色々なことを考えながらただ1日過ごすのですよ。そうしたときに、こういう立会人に年齢的な制限がないとお答えありました。私もたしかそうだと思ったのですよ。それならば、あえて年寄りに頼まずこういう若い世代に選挙に関心を持ってもらうという意味から、積極的に若い世代に声をかけて、基本的に日曜日ですからどこかにお勤めになっている方でも日曜日はだいたい休めるかなと思いますし、極端に言うと18歳以上なった高校生だって有権者ですから、当然そこにそういうものを学校で選挙について学習をさせるという話がでたらなかなか中立的にこういうものに対する事を子供たちに教えることができないということもあるのですけれども、ただ有権者となったときにやはり自分はどうか考えなきゃいけないか喚起を促すためにも、こういう世代も含めてしっかりと選挙に関心を持ってもらうという意味合いから、こういった世代に積極的に働きかけたらどうかと私は考えています。だからこんな質問をしているのです。今のところ、その辺についてしっかりした方向は示されていないようでございますので、今後検討するのも含めてお答えをいただければありがたいと思います。立会人確保が難しいと言われている中で今回含めて町内の投票所は15カ所設置されています。これ以前10年ちょっと前ですか、確か16カ所あったのが1カ所統合したという記憶は私もあります。そういった中で町のホームページに、選挙人名簿登録者数が載っているのです。親切に。そこを見ると地区によっては霧多布地区が一番大きくて1400人台、続いて茶内、市街地含めて1020人ぐらい。という大きなところもありますが、一方で一番少ない投票所は有権者40人ちょっと、いわゆる有権者が100人を下回っている投票所が5カ所か6カ所存在しますし、100人前後というところを含めると、この15カ所ある投票所のうち半数が、それぐらいの有権者しか存在していません。これは人口減少の結果ですから何とも言えないです。昔から見ますと有権者の数が減ってきている。だけど投票所は変わらないという話でこれまでずっときていますが、私ずっと立会人をやっていますと、投票所にこられる方、特に農村部はそうですけれども、歩いてこられる方は皆無ですよ。皆さん車で投票所にこられます。以前、大分前ですけれども何人かは私の地区も歩いてこられた方おりました。でも今おりません。ということから考えると、今

後、人が足りない、確保できないと言いながら投票所はこれだけ維持していくことで相当無理していないかと。それだったら、現状に即して投票所の再編ぐらいは考えるべきではないのかと単純に私は思います。そういうことを含めて、どう考えられているのか。

また、投票時間です。霧多布は7時から8時までですね。あと茶内含めて7時から7時までと時間短縮していますよね。それ以外の地区は4時間短縮していますよね。8時から5時まで時間短縮をして開設していますが、特に農村地区を私はずっと担当していますのでよくわかるのですが、午後3時以降仕事の関係もあって、投票に来る人はほとんどいません。まれにあっても1人。今回も4時過ぎて1人来ただけです。結局この開設時間、4時間短縮しているとは言いながら、実情に即した対応はできないのかと。これは選管のほうで、少なくとも投票開始から2時間置きぐらいに集計とっていますよね。必ず。定期的に、今、何人来て何%と報告していますから、当然この集約ができたと思うのですけれども、時間帯別に見て有権者の投票行動、どういうことになっているか、実際把握できますよね。時間帯別の。そういうことを含めてお答えをいただきたい。

また、ついですが今回の衆議院選挙に当たって釧路管内のどこかでどういう理由かわかりませんが、移動投票所を設置して行ったところがありますよね。移動投票所を設置せざるを得なくなった状況、どういう背景があってそういう措置をとったのかも含めてお答えをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 選管事務局長。

○選管事務局長（赤石俊行君） お答えいたします。まず投票所の集約の関係についてでございますけれども、現在の本町の投票所については15カ所ございまして、そのうち有権者数100人を下回る投票所については現在7カ所でございます。近年一番直近では平成23年度に姉別地区ですけれども、いわゆる北と南地区で1カ所ずつ投票所がありました。その際、姉別地区の方から全体で1カ所でいいということで、地域の方の要望で1カ所にさせていただきました16カ所から現在の15カ所となっております。その際、当時、小規模の投票所についても実は集約を打診した地区がございましたが、集約されては困るということで、そういった地域の意向で集約することは断念したという経過もございます。この投票所の集約につきましては、国や道からの指導といたしまして投票数を減らすことによって、投票の機会を奪うことのないようにと指導されておりますし、やはりこれは地域の御意向もございますので、そういったことを進めるに当たっては慎重に、まず地域の皆さんの意思を尊重して進めていかなければならないと

思っております。今後さらに極度な人口減が進めば、この投票所の集約の関係、期日前投票所の増設の関係も含めて改めて考えていかなければならない時期は来ると思っております。現在のところはまだ様子を見ながら検証をさせていただきたいと思っております。

続いて投票時間の投票行動ということで、それぞれの地域、産業形態ごとに特徴が違ってまいりますけれども、やはり酪農地帯については夕方になるにつれて、投票にこられる方は少なくなっていく傾向でございます。夕方4時以降については数件か全く来られない状況がございます。投票時間の繰り上げ繰り下げにつきまして、法的には投票所については午前7時に開き午後8時に閉じる。ただし、特別な事情がある場合には開く時間を2時間の範囲内で繰り下げ、または閉じる時間を4時間の範囲内で繰り上げることができる。ということで規定をされております。現在、本町では投票所15カ所中14カ所、時間の繰り上げ繰り下げを行っております。朝1時間繰り下げて8時からしているところが12カ所、夕方につきましては1時間繰り下げて7時までとしているところが2カ所、これは浜中と茶内。2時間繰り下げて6時までとしているところが5カ所これが海岸地区5カ所、3時間繰り下げて5時までとしているところが6カ所これが農村地帯ということで、現在、指定をされております。投票時間につきましても選挙管理委員会にお諮りした上で、北海道と協議し承認をいただくものでございますので、国、道の指導といたしましても投票所の集約の関係と同様に少しでも投票にこられる可能性があるということであれば、投票所の数、投票時間の縮小については、有権者の投票の機会を狭めることがないようにと指導されておりますので、この関係につきましても、また、地域の意向を確認しながら検証していきたいと思っております。

続いて管内において移動投票所を今回設置したところがあるということで、この移動投票所については報道で出ておりましたけれども、管内の標茶町で実施をしております。その理由としましては移動投票所は、これまで投票所として使用していた地区の施設が閉鎖をしてしまっただけで使えなくなったということで、その地区の投票所がなくなってしまったので、そこへ出向いて今まで投票所があったところにテントを立てて期日前投票所を設けたと聞いております。実施したのは1日間のみということで、そのかわりと投票日当日については、その地区については投票所がなかったということでございます。その地区については、50人の地区、その日そこを利用された方は13人と聞いております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） さまざまなこととお聞きし、さまざまな自分なりの考えを申し述べました。すべてのこの場で決まるものではないことは十分承知しています。されど私も含めてやはり有権者に投票行動をしっかりとってもらいたいという思いは最低限持っているつもりであります。これ以上やってもどうかと思うので副町長、あなたも選挙事務に携わったことが恐らくあると思いますし、あなたから私もささやかれたことはございますので、今までのやりとりを聞いていてどのように受けとめておられるか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 今議員言われたとおり、議員を投票立会人にしたのは私でございます。それから長い年月が経っておりますけれども、決定権は選挙管理委員会でございますし、人選につきましてもなかなか思うように見つからないということをもあって、さっき議員からも言われたとおり18歳以上であれば、立会人は可能だということもございますので、直近の町議会議員選挙の際にそういったことも含めて考慮した上で立会人の選定をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 再来年の町議会選挙なんていうお答えを副町長されましたが、来年夏には参議院選挙があるのですよ。2年続けて国政選挙あるわけですよ。だからそんな町議選挙までに待つなんてことをせずにしっかりと検討していただくように選挙にはお願いをしたいと思っておりますし、最後に、設置者である町長、選挙管理委員会を設置しているのは町長でございますよね。設置者として選挙管理委員会に対し、そういう点に関して積極的に働きかけるというお考えはあるのかないかを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今言われましたけども、積極的にということは私からはできないと思っております。ただ、時間ありますよね。一番きついのはずっと座っているということも含めてその苦痛はわかっています。それからできる限り時間を短縮というか終わりの時間も含めて、そういうことはぜひ地域のほうにも問いかけて今後進めていきたいと思っております。ただ、統合ということになってくるとちょっと難しいかもありませんけれども、浜中町で15ですけれども、ほかの町でもう20を超えるところもありますので、

管内でも。それを考えたらうちはそんなに多い方ではなくて、少ないほうなのかもわかりません。そんな意味でしっかり投票率も管内では浜中町は高い方ですから、そういう意味で少し安心しているのですけれども、これをしっかり維持する、また、少しでも上げてく、それが投票管理者、それからいろんな事含めて、時間も含めて、今後、お話をして地域の方々にも問いかけていきたいと思っています。それを選管のほうに繋げて行ければと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿って御質問をさせていただきます。まず、浜中学のまちづくり提案について質問させていただきます。町立霧多布高等学校では、平成25年から浜中学を取り入れ1学年では郷土の環境や産業など町の魅力を理解し、2学年では町の課題を探究し解決方法を探る。3学年の秋には浜中町の魅力や課題解決策を発信、地域の研究成果を集大成として報告会を実施している。次世代を担う若者たちがこの地域の歴史や文化、地場産業などについて調べて学び、魅力のあるまちづくりへ向けて、自分たちが住み続けたい地域であるようにと、若者からの夢の提案である。浜中学はSDGs的要素を取り入れたすばらしいカリキュラムであると思うが、提案された事案について行政施策として実現へ向けて検討したことはあるのかお伺いさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。霧多布高等学校の浜中学に関しましては、毎年行われている報告会に理事者はもちろん町からは一般の職員も出席をさせていただいているところでございます。また、今年6月に初めて霧多布高等学校からうちの役場の方に浜中学のことでインタビューをさせていただきたいという問い合わせがありました。その際に浜中学を専攻されている生徒の皆さん9人が来庁されてその際に、当課の若手職員と地域おこし協力隊で生徒の皆さんに会ってあってインタビューに対応させていただいた経過もでございます。それで実際に行政施策への反映に関しましては、町といたしましては浜中学につきましてはあくまで霧多布高等学校の生徒の皆さんの学習研究成果の報告会が発表の場と捉えております。それでこれまで事業や施策にそれを反映させた、具体的な検討をした経過はございません。しかしながら、令和2年度からスタートしました。第6期浜中町、まちづくり総合計画の策定の際には総合計画策定のためのまちづくり高校生アンケートを実施させていただいて90名の

霧高生の皆様に協力をしていただきました。そのアンケートの中身色々分かれていますのですが、特に将来のまちの理想像等について回答をしていただいております。そういった意味で浜中学での学びが本町の総合計画、まちづくりに役立てられていると捉えているところがございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。今御答弁いただいて表立って検討という形にはなっていないけれども、今年学生さんたちが来てインタビューされたということで、要は僕も町議になって去年中止でしたが今年2回目、報告会を町議という立場で拝聴させていただきました。やはり素晴らしい提案あると思いますし、僕自身このOBではないです。中学卒業して僕は大変恥ずかしい話ですけれども、やはりちょっと地元を離れたいという思いがあったのですよ。その頃は。郷土愛がまだ芽生えてなかった。ただ、浜中学の学生さんたちの報告を聞いてやはり親御さんたちの教育や学校での教育があって、地元が好きだという思いがすごく伝わるのですよ。その思いを報告会だけで終わらせるのはちょっともったいないなど。卒業後地元に残る方、あと進学、地方へ就業される方いると思うのですけれども、やはり離れても地元好きだと言ってもらいたい。また、ちょっと僕の話させていただきますけれども、僕、地元を離れたとき地元への思いが薄かったです。大変恥ずかしいです。地元の事聞かれたときになんにも答えられませんでした。なので、余計この浜中学の報告を受けて、要は大人が検討する、揉んで上げるというアクションというか、そういった形でも学生さんたちに見せることが必要なのではないかとちょっと思いました。報告会の後、新聞の記事で町長のコメントがありました。素晴らしい報告でしたと。それを実現できる大人になってください。もちろんそうってほしいと。ただ、僕そこだけ見たときにやはり提案された大人たちが、僕らが実現に向けて、揉んで上げよう、検討する機会を作れないかなということで、今回この質問をさせていただいています。今年、浜中町地域企業振興のためのオール浜中創造隊というグループが出来ました。その中で、この浜中学の提案を受けて何か検討することできないですかと職員さんに聞いたところ、浜中学担当の教員の方も入っていらっしやると聞いて、その中で浜中学での提案がちょっとでも検討されるという形になっているのであれば、その提案が無駄になっていないということで理解しようと思いますけれども、オール浜中創造隊での、動きというか、扱いはどのようになっていますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。今議員おっしゃいますとおり最終的な目的を浜中町の経済発展と町民生活の向上を目的として、浜中町地域企業振興基本条例が4月から施行されております。この条例の中に企業や関係団体などから、意見や要望、提案などを聴取する場としてオール浜中創造隊が作られております。この中には霧多布高等学校の先生もおりますので、それらの先生を通していただければ、それらの提案はこの場で議論できるのかなと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今年できたオール浜中創造隊、2回会議があったと伺っています。やはり若い世代が通告書の文章でも書いていますけれども、やはり自分たちが住み続けたい、そして、僕の話と比較するのは失礼なのですが、やはり地元が好きで残りたい、住み続けたいという思いがちょっと今の僕に理解できるようになったので、それを何とか形にしてあげてはどうかという僕からの提案でしたので、浜中学、大変すばらしい郷土愛を助成するプログラムだと思っています。僕もUターンで戻ってきて僕の立場で、学生さんたちと一緒に地域のためにやることもあるかと思っておりますので、今後、僕も何か携わらせていただければということでこの質問は終わりにします。

二つ目、まちづくり株式会社設立に向けての経緯と進捗状況についてお伺いいたします。浜中町農協や商工会、浜中と散布の両漁協など町内の産業団体が団結をして、まちづくり株式会社の設立に向けて調整がされていると伺っています。町長が目指す共創のまちづくりの大きな一歩だと期待していますが、これまでの経緯と設立された際の事業内容や行政との関わり方についてお伺いいたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） これまでの経緯でございますが、今年1月から3月までに数回にわたりDMO設立に向けた、事務レベルでの意見交換会を開催し、浜中町の課題の洗い出し、整理をして行政に頼るのではなく、オール浜中による問題解決に当たる組織、DMOでは根本的な問題解決に繋がらないことからまちづくり株式会社を設立し、迅速かつ効果的な問題解決が重要であるという結果になったところであります。その後5月に産業団体などの連名によりまして、まちづくり株式会社設立に向けた準備会より、運営に係る支援の要望がされております。8月24日に第1回の準備会が開催され、設立のコンセプトを浜中町の今後の担い手が町に自信と誇りを持てるまちづくりを

目指すとし、持続可能で活気あるまちづくりを推進するため、行政や産業団体などだけでは解決できない課題を解決できる組織が必要であることから、これらに取り組むまちづくり株式会社を設立し、問題解決の施策を企画し実施していくということで合意が図られた取り組みでございます。

主な取り組みとしては、産業の活性化、移住定住促進、地域外需要獲得、環境自然保護などとなっております。11月25日に第2回目の準備会が開催され、法人の形態は株式会社とし、体制については取締役会は町、浜中漁協、散布漁協、浜中町農協、商工会、株式会社ビオラで構成し、業務責任者は株式会社ビオラが担いスタッフは株式会社ビオラ社員と地域おこし協力隊の活用が提案され、代表取締役については次回の準備会で決定することとし、出資金については、町、浜中漁協、散布漁協、浜中町農協、商工会が各50万円。株式会社ビオラが100万円。合計350万円の案となっております。今後は、今月20日に第3回目の準備会を開催する予定となっております。

設立された際の事業内容や行政との関わりでございますが、事業内容は、ふるさと納税事務代行業務や体験メニューを含めた新たな返礼品開発を予定しておりますが、現在ふるさと納税事務を担当している総務課との詳細な打ち合わせが完了していない状況であったため、第3回準備会までに事務代行業務の内容や事務代行手数料などについて、詳細を決めた上で改めて提案されることとなっております。

また、今年度観光庁の事業として実証実験を行いましたツアーの商品化や環境省事業で観光協会が購入したEバイクを活用したレンタサイクル事業や、観光イベントなどでの収益事業などが計画されており、行政と連携を図りながら運営していきたいということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 先週の全員協議会で資料をいただいて、内容としては理解しているというか応援したい気持ちがあるのです。ただ、設立に向けて、設立してからも難しいという声を随分いただくのですけれども、僕はこの事業に対して、どこがやっても構わないというか、官民が一体となってやれることなのかなと。目に見えている業務の内容が地域おこし協力隊を活用する。これは、僕もしっかり活用されてはどうかと何度か提案させていただいている事業内容です。あと、ふるさと納税の事務代行も国が地方に自分たちで稼げと言ってくれている施策だと思っています。浜中のポテンシャルを考えたときに、まだまだやれるのではないかなと僕は思っています。なので、この2つの事

業が協力隊を募集、そして利用してそこはやはりその協力隊は移住定住につながるかもしれないという可能性も秘めているので、僕はこのまちづくり株式会社に向けては期待しているという書き方をさせていただいています。産業団体の事務方、あと代表の方からも幾つか話は聞いていて難航していると聞いています。もちろんそうだと思うのですが、やはり新しい時代に向けての取り組みとして期待しているという終わり方をさせていただきます。

最後の質問に移らせていただきます。朝夕の町内の放送についてお伺いします。毎日の朝と夕方、町内防災無線で全町民へ向けたお知らせがある。定刻放送ではあるが、外出時には電話をかけて確認しなければならず、電話が混んでいるときには数分待たされることがある。日常生活においてもデジタル化が進み、町のホームページにおいては無線案内以外の告知もあるので毎日の放送をホームページでも文章を掲載してみたいかかでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。現在、町におきましては、例えば行事等に多くの参加を呼びかける場合や、災害等の緊急的な事案が発生した際に防災無線を多く活用しているケースが多くなっております。このことはお分かりの通り広く迅速に町民の皆さんに周知できる防災行政無線の特性を活用しているということとイコールでございます。実は現在、防災行政無線の内容を聞ける電話専用ダイヤルですけれども、老朽化による機器の更新を行っていて、今現在利用ができない状況となっており、いましばらくの時間を要することになっております。そうすると放送を聞き逃して再度その内容を確認したい場合は現在、役場に電話をかけて問い合わせるしかないという現状もございます。こうしたことも踏まえまして今後におきましては、まずはその電話の専用ダイヤルは復旧させて利用いただくと。それとともに今後、なるべく早く行政内部で調整して、年明けをめどに積雪等もありますので、来月をめどにホームページへの内容記載を始めていきたいと考えているところであります。ただしあくまでホームページに記載する内容につきましては、役場から発信する行政情報のみに限らせていただけたらと今のところは考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今は聞き逃した後に、防災無線で確認できないのですね。外で作業していると、朝も早く定刻に自宅に戻れば何か放送があるかもしれないと考えること

もあるのですけれどもあと、夕方は5時半の町の案内で6時半は組合員ですので、浜中漁協からのアナウンスがあるので聞き逃してすぐダイヤルをかけたときに繋がらない事があるのです。今は2回線だけですか。これは復旧した後も2回線ですか。それと同時に重要なところはホームページで記載もされるということで理解いたしました。僕は最近なるべく毎日ホームページ見るようになりました。今朝も見たときに、6日の日付で一つ、今日の日付で二つ上がっていて、更新されているのだなど。やはり今の若い世代に限らず、特に若い世代の人でいうとスマホを触っている時間が多いです。そこでも町内の人には行事を知ることと、あと町外の人にも毎日何か更新されているというのがあれば、町外で浜中出身の方もホームページを見てもらう機会が増えるのではないかなと思うのですよ。そういったときに、ふるさと納税などそういうところに目がいくときにちょっと応援してみようかなって思う人、そこに繋がるのではないかなと思ってホームページの記載内容を増やす意味でのご提案だったのですけれども。ダイヤル復旧ということと、検討されていることということで理解しましたので以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時55分）